

北海道公報

目次

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

〇 獣医療法施行細則の一部を改正する規則 告 示	(酪農畜産課)	七八
〇 平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業 等の決定の一部改正	(北方領土対策本部)	七八
〇 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書の内容の概要等	(廃棄物対策課)	七八
〇 特定調達契約に係る落札者等の公示	(国民健康保健課)	七九
〇 平成十四年度製菓衛生師試験の実施	(食品衛生課)	七九
〇 と畜場番号の指定の一部改正	(食品衛生課)	八〇
〇 生活保護法による医療機関の指定	(保護課)	八〇
〇 生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止)の届出	(保護課)	八一
〇 生活保護法による施術機関の指定	(保護課)	八一
〇 大規模小売店舗立地法第六条第一項(変更)の届出	(地域産業課)	八二
〇 肥料の登録の有効期間の更新	(道産食品安全室)	八三
〇 北海道補助金等交付規則に定める申請書様式の一部改正	(農政課)	八三
〇 国土調査の成果の認証	(農地調整課)	八九
〇 土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	九〇
〇 土地改良区が行う土地改良事業の廃止の認可申請の適否の決定	(土地改良指導課)	九〇
〇 土地改良区連合の役員の内任及び退任の届出	(土地改良指導課)	九〇
〇 道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	九〇
〇 家畜伝染病の発生	(酪農畜産課)	九〇
〇 知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課)	九〇
〇 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行事務の開始	(道路計画課)	九〇
〇 道路の区域の変更	(道路整備課)	九一
〇 道路の区域の変更	(道路整備課)	九一
〇 道路の供用の開始	(道路整備課)	九一
〇 道路の区域の変更及び供用の開始	(道路整備課)	九一
〇 都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の施行	(都市環境課)	九二
〇 補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正	(出納局総務課)	九二

公表

〇 知事表彰の受賞者	(人事課)	九三
〇 普通肥料の検査の結果の概要	(道産食品安全室)	九三
〇 特殊肥料の検査の結果の概要	(道産食品安全室)	九四
〇 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	九四
〇 札幌医科大学告示		九五
〇 特定調達契約に係る落札者等の公示		九五
〇 道開拓記念館公告		九六
〇 公募型プロポーザルの実施		九六
〇 道選挙管理委員会告示		九七
〇 政治団体の設立の届出(平成十四年三月分)		九七
〇 政治団体の届出事項の異動届出(平成十四年三月分)		九七
〇 政治団体の解散の届出(平成十四年三月分)		一〇四
〇 資金管理団体の指定の届出(平成十四年三月分)		一〇五
〇 資金管理団体の届出事項の異動届出(平成十四年三月分)		一〇五
〇 資金管理団体の指定取消しの届出(平成十四年三月分)		一〇六
〇 資金管理団体でなくなった旨の届出(平成十四年三月分)		一〇六
〇 政党支部の届出(平成十四年三月分)		一〇六
〇 道人事委員会規則		一〇七
〇 大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則の一部を改正する規則		一〇七
〇 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		一〇七
〇 道監査委員公表		一〇七
〇 監査公表第三号		一〇八
〇 道警察本部告示		一一六
〇 一般競争入札の資格に関する公示		一一六
〇 特定調達契約に係る入札の公告		一二七

公布された規則のあらまし

獣医療法施行細則の一部を改正する規則(規則第六十七号)

一 趣旨及び内容
 獣医療法施行規則の改正に伴い、エックス線装置に関する概要書の様式を改めることとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

平成十四年五月十七日 金曜日

七八

二 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。

大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則二一九）

一 趣旨
北海道行政組織規則の改正に伴い、所要の改正を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容
試験研究機関等として規定する機関のうち、「寒地住宅都市研究所」を「北方建築総合研究所」に改めることとした（別表関係）。

三 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則一四一四）

一 趣旨
北海道行政組織規則及び北海道教育庁組織規則の改正に伴い、管理職員等の範囲を改めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容
1 知事部局の本庁及び出先機関並びに教育庁の本庁におかれた職のうち該当するものについて、管理職員等に指定することとした（別表関係）。

2 管理職員として指定している職に係る組織の変更及び職名の変更があったものについて、所要の改正を行うこととした（別表関係）。

3 廃止された職について、管理職員等の指定を廃止することとした（別表関係）。

三 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

獣医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年五月十七日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第六十七号

獣医療法施行細則の一部を改正する規則

獣医療法施行細則（平成五年北海道規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式その一の(一)末尾欄外注3の項及び同様式その一の(二)末尾欄外注2の項中「ヒックス線装置の概観書」を「ヒックス線装置に関する概観書」に改め、同様式その一の別紙の3の(イ)の事項の表中

透視時の最大照射野通過後の量	を	透視時の最大照射野通過後の量
----------------	---	----------------

に改め、同様式その一の別紙の末尾欄外注3の(イ)の(五)の事項中「最大照射野」を「最大照射像面」に改め、「を超える」を「超える」と改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

北海道告示第861号

平成十四年北海道告示第556号（平成十四年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。
平成十四年5月17日

北海道知事 堀 達 也

10 北方領土隣接地域振興等事業の項中

「次に掲げる事業に要する経費（市又は町が1の事業を行う公共的団体等に対して補助する場合には、公共的団体等が行う当該事業に要する経費）」

を

「次に掲げる事業に要する経費（市及び町並びに公共的団体等が、次の事業を行う公共的団体等に対して当該事業費を補助する場合には、補助の対象となる経費）」

に改める。

北海道告示第862号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、

次のとおりである。

平成14年5月17日

北海道知事 堀 達也

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成14年4月2日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）

石狩市美登位679-1

有限会社丸善札幌 代表取締役 工藤 健一

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

石狩市美登位679-2、3、4、26番地

(4) 産業廃棄物処理施設の種別

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号口（安定型最終処分場）

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類、金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びゴムくず

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道石狩支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで

イ 石狩市生活環境部ごみ対策課 午前9時から午後5時15分まで

(2) 縦覧の期間

平成14年5月17日から6月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

3 意見書の提出

(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種別を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道石狩支庁地域政策部環境生活課）に平成14年7月1日（月）までに到着するように提出すること。

北海道告示第 863 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年5月17日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第 864 号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成14年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成14年5月17日

北海道知事 堀 達也

1 試験の期日 平成14年10月8日（火）午前10時から午後3時まで

2 試験の場所

(1) 函館会場（渡島支庁管内及び檜山支庁管内在住者）
函館市美原町4丁目6番16号 北海道渡島支庁3階講堂

(2) 札幌会場（(1)以外の者は次のうち指定する会場）
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階大会議室
札幌市中央区北3条西6丁目 同 赤れんが庁舎2階2号会議室

北海道知事 堀 達也

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

国保指導情報エキスパートシステム 15セット

2 随意契約の相手方を決定した日

平成14年3月20日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 株式会社 つうけんアドバンスシステムズ

(2) 北海道札幌市東区北14条東3丁目5-5

4 随意契約に係る金額

3,559万5,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によつた理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道保健福祉部国民健康保険課

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

郵便番号 060-8588

電話番号 011-231-4111 内線 25-161

北海道告示第 864 号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成14年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成14年5月17日

北海道知事 堀 達也

1 試験の期日 平成14年10月8日（火）午前10時から午後3時まで

2 試験の場所

(1) 函館会場（渡島支庁管内及び檜山支庁管内在住者）
函館市美原町4丁目6番16号 北海道渡島支庁3階講堂

(2) 札幌会場（(1)以外の者は次のうち指定する会場）
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階大会議室
札幌市中央区北3条西6丁目 同 赤れんが庁舎2階2号会議室

3 試験の科目

(1) 衛生法規

北海道告示第 863 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年5月17日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第 864 号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成14年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成14年5月17日

呼 5 6 3 1 第 報

- (2) 公 衆 衛 生 学
- (3) 食 品 衛 生 学
- (4) 食 品 衛 生 学
- (5) 栄 養 学
- (6) 製 菓 理 論 及 び 実 技

(注) いずれも筆記試験により行う。

4 受 験 資 格
次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 学校教育法第47条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事した者
- (3) 製菓衛生師法附則第2項に規定する者

5 受 験 願 書 等 の 提 出 先 及 び 提 出 期 間

- (1) 提 出 先
ア 受験申請者は、次のとおり受験願書等を提出すること。
道内(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。)に住
所地がある者については、最寄りの道立保健所又は支所に提
出すること。

イ 札幌市、小樽市、函館市又は旭川市に住所地がある者につ
いては、その市の保健所に提出すること。

ウ 道外に住所地がある者については、北海道保健福祉部食品
衛生課(専用郵便番号 060 - 8588))に提出すること。

- (2) 提 出 期 間
平成14年7月22日(月)から8月30日(金)まで
(郵送による場合は、平成14年8月30日までの消印のあるも
のに限り受け付ける。)

6 提 出 書 類

- (1) 受 験 願 書
正副2通(受験願書を北海道保健福祉部食品衛生課に提出
する者にあつては、1通。(2)において同じ。)

- (2) 受 験 資 格 が あ る こ と を 証 明 す る 書 類
正副2通
- (3) 写 真 (縦4センチメートル、横3センチメートルで、出願前3か月以内に脱帽して正
面から上半身を撮影したもの) 1葉

- 7 試 験 手 数 料
1万500円に相当する額面の北海道収入証紙を受験願書
(正本)の所定の箇所にはり付け、受験申請者の印章又は署
名により消印すること。

- 8 受 験 票 の 送 付
受験願書を受理したときは、受験上の留意事項を記載した

9 受 験 願 書 用 紙 の 申 込 先

受験票を受験者あて送付する。
受験願書用紙を請求する者は、最寄りの保健所、支所又は
北海道保健福祉部食品衛生課まで申し込むこと。
なお、郵送を希望する者は、その送付先を記した封筒(郵
送料として80円に相当する切手をはり付けたもの)を添えて
申し込むこと。

10 試 験 科 目 の 一 部 免 除

職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表
に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技
能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び実技の
免除を受けることができるので、受験願書の所定の欄にその
旨記載するとともに、受験申請時に技能検定合格証書を持参
すること(郵送による場合は、合格証書の写しを提出するこ
と。)

11 そ の 他

受験に関する詳細については、最寄りの保健所又は北海道
保健福祉部食品衛生課(電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25
- 517)へ問い合わせること。

北海道告示第 865 号

平成11年北海道告示第814号(と畜場番号の指定)の一部を次のように改正する。
平成14年5月17日

北海道知事 堀 達 也

江別食肉衛生検査所の項中 「江 別
肉衛生 検査所」 を 「江 別
肉衛生 検査所」 に改め、浦河保健所の項を削り、帯広
食肉衛生検査所及び帯広保健所の項中 「帯広食 81
肉衛生 検査所」 を 「帯広食 81
肉衛生 検査所」 に改める。

帯 広 4 4
保 健 所 保 健 所

北海道告示第 866 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当
させる機関を次のとおり指定した。
平成14年5月17日

北海道知事 堀 達 也

報 告 刊 載 北

名称	又は	氏名	所在地	又は	住所	指定年月日
医療法人社団恵誠会 鼻咽喉科医院		そうま耳	函館市亀田本町60番17号			平成14.4.1
小樽リハビリテーションクリニック		小樽ライ	小樽市潮見台1丁目1番7号			同
医療法人社団長悦会 フクリニツク		小樽ライ	小樽市稲穂1丁目3番13号			同
さのした内科クリニック		室蘭市築地町138番地	室蘭市西10条南17丁目1番地			同
十勝勤医協白樺医院		帯広市白樺16条西2丁目7	帯広市西18条南3丁目2番6号			同
かわかみ整形外科クリニック		帯広市西19条南3丁目35-4	帯広市春光町2丁目155-6			同
たけざわ耳鼻咽喉科		北見市春光町2丁目155-6	北見市2条西7丁目8番地1			同
医療法人社団みずもと小児科		岩見沢市2条西7丁目8番地1	苫小牧市庄吉町1-1-5			同
岩見沢かとう眼科		苫小牧市庄吉町1-1-5	稚内市潮見3丁目6番2号			同
鍋島皮膚科クリニック		稚内市潮見3丁目6番2号	千歳市美々新千歳空港ビル1F			同
クリニツク森の風		千歳市美々新千歳空港ビル1F				同
医療法人社団尾谷病院新千歳空港クリニック		登別市豊岸町2丁目2-20				同
くにもと内科循環器科		登別市豊岸町2丁目2-20				同
医療法人社団丸岡眼科医院良知安診療所		倶知安町北3条西4丁目3番地				同
豊浦町国民健康保険病院附属のめくりニツク		虻田郡豊浦町字東雲町16番地1				同
おつきクリニック		静内郡静内町青柳町1丁目9番18号				同
札内北クリニック		中川郡幕別町札内共栄町19番5				同
白鳥大橋歯科		室蘭市祝津町2丁目15番3号				同
石本歯科医院		釧路市文苑4丁目2番16号				同
ひうら歯科クリニック		夕張市若菜11番29				同
野幌歯科		江別市野幌町53番地5				同
医療法人社団尾谷病院新千歳空港クリニック		千歳市美々新千歳空港ビル1F				同
なのお歯科		伊達市寿月町241番地3				同
べんぎん歯科		石狩市花川北6条2丁目34-1				同
じろん歯科		石狩市花川北2条5丁目58番地				同
くにもと歯科医院		虻田郡倶知安町北3条1				同
南幌みどり野歯科		空知郡南幌町栄町1丁目1-12				同

医療法人社団理想佳会 竹浦歯科		竹浦歯科	白老郡白老町字竹浦36番地4			同
医療法人社団本別歯科医院		本別歯科医院	中川郡本別町北2丁目1の5			同
さくら歯科・矯正歯科医院		河東郡音更町木野西通12丁目1番地13				同
くるみ調剤薬局		室蘭市築地町138番地				同
緑ヶ丘調剤薬局		帯広市西10条南17丁目4番地の2				同
あじさい薬局西支店		帯広市白樺16条西2丁目7番地19				同
タケザ薬局西支店		帯広市西19条南3丁目35番5号				同
アラム薬局清水沢店		夕張市清水沢3丁目86番地				同
アイソ薬局稚内未広店		稚内市未広3丁目6番2号				同
まろにえ薬局		江別市一番町46番地8				同
ななかまど調剤薬局		登別市豊岸町2丁目2番地21				同
レイソポ一薬局大野店		登別市豊岸町2丁目2番地21				同
パーール薬局		亀田郡大野町20番地				同
アレスト調剤薬局		倶知安町北3条西4丁目3番地				同
吉井調剤薬局長沼店		夕張郡長沼町銀座南2丁目2番1号				同
アクト調剤薬局		夕張郡長沼町栄町1丁目2番1号				同
アザチデザイン薬局		夕張郡長沼町中央南1丁目6番23号				同
たんぼ薬局青柳店		天塩郡豊富町字上サロベツ2543-65				同
しみず中央薬局本通店		静内郡静内町青柳町1丁目9番17号				同
		上川郡清水町南1条4丁目2番地4				同

北海道告示第867号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成14年5月17日

名称	又は	氏名	所在地	又は	住所	届出の	内容
そうま耳鼻咽喉科医院		そうま	函館市亀田本町60番17号			平成14.3.31	廃止
みずもと小児科		北見市春光町2丁目155-5				同	
荒井内科小児科		岩見沢市2条西7丁目				同	
留萌休日急病センター		留萌市開運町2丁目2番26号				同	
クリニツク森の風		稚内市潮見3丁目26番3号				同	
社会福祉法人北海道友愛福祉会附属診療所		江別市元野幌823番地				同	
とだて歯科医院		江別市若草町11番地の6				同	

呼 5 6 1 3 6 5 呼

野 幌 幌 歯 科 江別市野幌町33番地5 平成14. 3. 31 廃止
 南 幌 みどり野 歯 科 空知郡南幌町栄町1丁目1-12 同 14. 3. 25 同
 竹 浦 歯 科 白老町字竹浦36番地の1 同 13. 11. 30 同
 本 別 歯 科 医 院 中川郡本別町北2丁目 同 14. 2. 28 同
 パ ー ル 歯 科 医 院 余市郡余市町栄町22 同 14. 3. 19 同
 パ ル 又 葉 局 壮 警 店 有珠郡壮警町字滝之町284-24 同 14. 3. 31 同
 オ ー ク 歯 科 ク リ ニ ッ ク 釧路市昭和41番地の1 同 13. 11. 20 同

変更(住所)

(変更前) 釧路市昭和41番地の1 イオン釧路昭和S・C1F
 (変更後) 釧路市昭和中央4丁目18-1 イオン釧路昭和S・C1F
 医療法人社団北斗 とかち病 帯広市西18条南4丁目15番地10 平成14. 4. 1 変更(名称)
 院 号

(変更前) 医療法人社団北斗 とかち病院
 (変更後) 医療法人社団北斗 あおぞら病院
 医療法人社団 中野 医院 伊達市舟岡町329番地の3 平成14. 3. 31 変更(名称)

(変更前) 医療法人社団 中野 医院
 (変更後) 医療法人社団 川口内科クリニック
 妹背牛町国民健康保険診療所 雨竜郡妹背牛町字妹背牛361番地22 平成14. 4. 1 変更(名称)

(変更前) 妹背牛国民健康保険診療所
 (変更後) 妹背牛町立診療所
 町 立 芽 室 病 院 河西郡芽室町東4条3丁目5番地 平成14. 4. 1 変更(名称)
 (変更前) 町立芽室病院
 (変更後) 公立芽室病院

北 道 道 告 示 第 868 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第19条の規定により、医療扶助のための施設を担当する施設機関を次のとおり指定した。

平成14年5月17日

北海道知事 堀 達 也
 名 称 又 は 氏 名 所 在 地 又 は 住 所 指 定 年 月 日
 幸 輝 整 骨 院 函館市北美原2-26-13 平成14. 5. 1
 お ば ら 整 骨 院 釧路市若草町20番15号 同 14. 3. 1
 わ かな は り ・ 灸 整 骨 院 夕張市若菜15番地 同 14. 4. 12
 村 上 整 骨 院 恵庭市和光町478 同 14. 2. 25

北 道 道 告 示 第 869 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。
 なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年9月17日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着することができると提出することができる。
 平成14年5月17日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 帯広サテイト
 帯広市西4条南20丁目1番地ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 みずほアセット信託銀行株式会社 不動産企画部長 遠山 光良
 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
- (3) 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の名称
 (変更前) 安田信託銀行株式会社
 (変更後) みずほアセット信託銀行株式会社
- (4) 変更の年月日
 平成14年4月1日
- (5) 変更する理由
 会社名称の変更による

2 届出年月日

平成14年4月30日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所
 北海道経済部地域産業課
 北海道十勝支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
 平成14年5月17日(金)から9月17日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に關する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (3) 縦覧時間
 午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第 870 号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効

期間を更新した。

平成14年5月17日

北海道知事 堀 達也
登録有効期限

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	名 生 産 業 者 所
北海道 第2776号	混合有機質肥料	くみあい粒状有 機1号	窒素全量 19.5	含有を許される有害 成分の最大量は、公 定規格のとおり	片倉チツカリン株式会社 東京都千代田区大手町1丁目2番3号 平成17.5.23
北海道 第2777号		くみあい粒状有 機2号	窒素全量 5.0		
北海道 第2778号		くみあい粒状有 機3号	窒素全量 7.0		
北海道 第2779号		くみあい有機粒 状NP49	窒素全量 4.0 りん酸全量 4.0 りん酸全量 9.0		

北海道告示第 871 号

昭和149年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書の様式）の一部を次のように改正する。

平成14年5月17日

北海道知事 堀 達也

農政第1号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

平成 年度 農業委員会活動促進事業計画（実績）書

農政第1号様式を次のように改める。

事業実施主体名 農業委員会

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
 - (1) 交付金事業

委員数	総事業費 (A)	交付対象経費 (B)	交付金額 (C)	職 員 数	設 置 費	職 員 数		設 置 費
						うち交付対象職員数	(D)	
人	円	円	円	人	円	人	円	円

農地調査・農地基本台帳整備費				計			
農地基本台帳 整備対象農家数	総事業費 (G)	交付対象経費 (H)	交付金額 (I)	総事業費 (A)+(D)+(G)	交付対象経費 (B)+(E)+(H)	交付金額 (C)+(F)+(I)	

戸	円	円	円	円	円
---	---	---	---	---	---

(注) 1 「職員設置費」の「総事業費」欄は、農業委員会のお職員（臨時職員等は含まない。）に係る職員設置費の総額を記載すること。
 2 「職員設置費」の「交付対象経費」欄は、交付対象職員の交付の対象となる額を記載すること。

(2) 補助事業
 ア 農業経営管理能力向上支援事業

企 画 検 討 会 の 開 催 簿 記 帳 ア ド バ イ ザ ー の 委 嘱 簿 記 帳 実 践 講 習 会 の 開 催	簿 記 帳 ア ド バ イ ザ ー 数	講 習 活 動 延 べ 回 数	開 催 時 期	講 習 テ ー マ、 内 容 等	開 催 回 数	参 加 人 数	簿 記 帳 意 識 啓 蒙 推 進 活 動	
							延 べ 回 数	参 加 人 数
開 催 時 期	検 討 内 容	出 席 人 員	年 月				延 べ 回 数	参 加 人 数
年 月		人					回	人

簿 記 帳 意 識 啓 蒙 推 進 活 動	開 催 時 期	活 動 方 針 等	開 催 回 数	参 加 人 数	負 担 区 分		
					道 費 補 助 金 (A)	市 町 村 費 (B)	そ の 他 (C)
年 月			回	人	円	円	円

イ 農地調整事務処理事業

和 解 の 仲 介 処 理 件 数	仲 介 延 べ 回 数	報 告 農 業 生 産 法 人 数	勧 告 農 業 生 産 法 人 数	立 入 調 査 農 業 生 産 法 人 数	小 作 料 減 額 勧 告 件 数	農 地 利 用 調 整 打 合 会 出 席 人 数	総 事 業 費		負 担 区 分		
							(A)+(B)+(C)	円	道 費 補 助 金 (A)	市 町 村 費 (B)	そ の 他 (C)
件	回	法人	法人	法人	件	人	円	円	円	円	円

(注) 1 「うち成立件数」及び「仲介延べ回数」欄は、当該補助金の実績報告をする場合に記載すること。
 2 補助金の実績報告をする場合の各事項に係る数は、次に掲げる書類等を基に記載すること。

- (以下「要領」とは、「農地法関係事務処理要領（既墾地の部）」（昭和45年12月1日付け農調第2785号農務部長通達）をいう。）
- 「和解の仲介処理件数」、「うち成立件数」及び「仲介延べ回数」；要領の別記第40号様式（和解の仲介記録）
 - 「報告農業生産法人数」；要領の別記第4号様式の3（農業生産法人報告書）
 - 「勧告農業生産法人数」；要領の別記第4号様式の6（農地法第15条の2第2項の規定による勧告書）
 - 「立入調査農業生産法人数」；要領の別記第4号様式の8（立入調査結果報告書）
 - 「小作料減額勧告件数」；要領の別記第17号様式（小作料の減額勧告書）

ウ 農地情報管理システム整備事業

農地基本台帳	農地情報管理・議		農地等推進会議		農地情報		農地電算		農地電算		農地電算		農地電算		農地電算	
	活用回数	主な内容	(A)+(B)+(C)	道費補助金(A)	市町村費(B)	その他(C)	農地電算									
農地基本台帳	活用回数	主な内容	(A)+(B)+(C)	道費補助金(A)	市町村費(B)	その他(C)	農地電算									
入力延べ日数	回数		円	円	円	円	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

台帳照合出力	総事業費	負担区分		総事業費	負担区分											
		道費補助金(H)	市町村費(1)		道費補助金(K)	市町村費(L)										
データシステム開発	(H)+(I)+(J)	円	円	(K)+(L)+(M)	(A)+(E)+(H)=(K)	(B)+(F)+(I)=(L)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 「台帳照合出力データシステム開発」欄は、システム開発に要する人工数及び月数を記載すること。
 工 標準小作料改訂事業

農地区分	農地区分数	総事業費	負担区分		その他
			道費補助金(A)	市町村費(B)	
うち改訂作業区分		(A)+(B)+(C)	円	円	円
区分	区分	円	円	円	円

農政第51号様式を次のように改める。

農政第51号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)
 地域農業プラン推進事業計画(実績)書

その1
 1 経営対策体制整備推進事業

区分	内容	備考
(1) 地域農業マスタープラン作成等検討会開催	(開催日数) (検討会内容) 日	
(2) 地域農業マスタープラン作成	(作成部数) 部	

2 地域農業構造改革緊急対策推進事業

区分	内容	備考
(1) 地域農業構造改革プロジェクトチーム会議の開催	(開催時期) (開催回数) (参加人員) 月 回 人	
(2) 地域農業構造改革計画予定地区説明会の開催	(開催時期) (開催回数) (参加人員) 月 回 人	
(3) 地域農業構造改革計画策定地区の総点検	(調査件数) (開催時期) (開催回数) (参加人員) 件 月 回 人	
地域農業構造改革地区座談会の開催	(開催時期) (開催回数) (参加人員) 月 回 人	
地域農業構造改革プロジェクトチーム会議の開催	(開催時期) (開催回数) (参加人員) 月 回 人	

(1) リー又事業啓もう会議開催回数	回	イ 実施主体名	延べ	
イ 地域貢献農業支援特別型	回	ウ 担い手集積活動員	延べ	
(ア) 審査会開催回数	回	(ア) 氏名	延べ	
2 農地流動化地域総合推進事業	回	(イ) 活動延べ日数	延べ	
(1) 農地流動化総合調整事業及び農地流動化調査分析事業	回	工 農地利用プラン検討会	延べ	
ア 総合調整員	回	(ア) 開催年月日	延べ	
(ア) 総合調整員氏名	回	(イ) 内容	延べ	
(イ) 委嘱年月日	回	オ 集落説明会	延べ	
(ア) 活動延べ日数	回	(ア) 開催年月日	延べ	
イ 農地流動化対策円滑化プロジェクトチーム	回	(イ) 内容	延べ	
(ア) 構成機関	回	カ 農地利用プラン集積目標 (又は実績)	延べ	
(イ) 活動計画 (又は実績)	回	(ア) 初年度集積目標 (又は実績)	延べ	
a 目標設定検討会議	回	(イ) 5年後集積目標	延べ	
(a) 開催年月日	回	キ ほ場条件の簡易な整備	延べ	
(b) 内容	回	(ア) 整備内容	延べ	
b 事業連携計画策定会議	回	(イ) 整備規模	延べ	
(a) 開催年月日	回	(2) 農業構造転換地域連携事業	延べ	
(b) 内容	回	ア 地区名	延べ	
c 進化管理会議	回	イ 実施主体名	延べ	
(a) 開催年月日	回	ウ 担い手集積活動員	延べ	
(b) 内容	回	(ア) 氏名	延べ	
d 分析検討会議	回	エ 活動延べ日数	延べ	
(a) 開催年月日	回	工 農地利用プラン検討会	延べ	
(b) 内容	回	(ア) 開催年月日	延べ	
(2) 利用調整支援事業	回	(イ) 内容	延べ	
ア あっせん件数	回	オ 集落説明会	延べ	
イ 囃託登記件数	回	(ア) 開催年月日	延べ	
ウ 農業生産法人協調活動協調会議	回	(イ) 内容	延べ	
(ア) 開催年月日	回	カ 農地利用プラン集積目標 (又は実績)	延べ	
(イ) 地区名	回	(ア) 初年度集積目標 (又は実績)	延べ	
(ア) 参加人数	回	(イ) 5年後集積目標	延べ	
(エ) 内容	回	キ ほ場条件の簡易な整備	延べ	
3 農地利用集積緊急推進事業	回	(ア) 整備内容	延べ	
(1) 農業構造転換担い手集積加速事業	回	(イ) 整備規模	延べ	
ア 地区名	回	注 (1)及び(2)については事業実施地区毎に記載すること。	延べ	

イ	参加人員	人					
工	認定農業者等交流会開催						
(ア)	開催時期	年					
(イ)	開催回数	月					
(ウ)	参加人員	日					
才	優良事例報告会開催						
(ア)	開催時期	年					
(イ)	開催回数	月					
(ウ)	参加人員	日					
力	経営実態情報構築・提供活動						
(ア)	活動時期	年					
(イ)	活動回数	月					
(ウ)	活動人員	日					
キ	農業経営指導者養成活動講習会開催						
(ア)	開催時期	年					
(イ)	開催回数	月					
(ウ)	参加人員	日					
ク	農業経営診断会議開催						
(ア)	開催時期	年					
(イ)	活動回数	月					
(ウ)	参加人員	日					
(エ)	資料作成回数	人					
2	農地流動化地域総合推進事業						
(1)	総合調整員等研修会開催						
ア	開催時期	年					
イ	開催回数	月					
ウ	参加人員	日					
エ	現地指導	人					
ア	地域名	回					
イ	指導回数	部					
(3)	ハンドブック作成						
(4)	フロッツク会議出席						
ア	開催時期	年					
イ	参加人員	月					
3	農地利用集積実践事業	人					

(1)	利用集積計画策定実践打合せ開催						
ア	開催時期	年					
イ	開催回数	月					
ウ	参加人員	日					
(2)	現地指導						
ア	地域名	回					
イ	指導回数	部					
その2については、北海道農業会議が行う事業に使用する。							
注 この様式は、農業経営基盤強化促進対策事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。							
農政第158号様式の別紙中「イ 利用調整重点推進地区育成活動」を「(1) 利用調整重点推進地区育成事業」に改める。							
北海道告示第872号							
国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。							
平成14年5月17日							
成果の名称	調査を行った者	調査を行った地域	調査を行った期間	認定年月日			
八雲町 地籍図・地籍簿	山越郡 八雲町	野田生の一 部	平成11年4月14日から 平成14年2月25日まで	平成14.5.8			
中富良野町 地籍図・地籍簿	空知郡 中富良野 町	中富良野町 の一部	平成11年4月14日から 平成14年2月28日まで	同			
遠別町 地籍図・地籍簿	天塩郡 遠別町	字中央の一 部	平成11年4月14日から 平成14年3月6日まで	同			
池田町 地籍図・地籍簿	中川郡 池田町	字大森、字 美加登の各 一部	平成12年5月25日から 平成14年2月25日まで	同			
鶴居村 地籍図・地籍簿	阿寒郡 鶴居村	久著呂、久 著呂原野、 雪裡の各一 部	平成11年4月14日から 平成14年2月12日まで	同			

呼 5 9 1 3 6 1 紙

弊 公 限 有 北

北海道告示第 873 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区
の定款の変更を認可した。

平成14年5月17日

認可年月日	土地改良区名
平成14. 4. 30	訓子府土地改良区
同 14. 5. 1	余市土地改良区
同 14. 5. 7	渡島平野土地改良区

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 874 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第9号において準用する同法第8条第1項の
規定により、占冠村土地改良区を行う土地改良 (維持管理) 事業の廃止の認可の申請を適当
と決定した。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成14年5月21日から20日間、一般の縦
覧に供する。

平成14年5月17日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 875 号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第84条において準用する同法第18条第16項の規定に
より、大雪土地改良区連合から、次のとおり役員の新任及び退任の届出があった。

平成14年5月17日

就退任の別	就退任年月日	理事・ 監事の別	氏 名	住 住	北海道知事 堀 達 也	所 所
就 任	平成14. 4. 17	理 事	池 沢 和 義	上川郡当麻町開明1区		伊香牛3区
同	同	同	平 岡 盛 男	同		同
退 任	同 14. 3. 1	同	安 友 榮	同		中央2区

北海道告示第 876 号

道営土地改良 (せたな地区中山間地域総合整備 (暗きよ、ほ場整備)) 事業の土地改良事
業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成14年5月21日から20日間、一般の縦
覧に供する。

平成14年5月17日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 877 号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成14年5月17日

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・ 疑似患畜の別	発生頭数	発 生 の 場 所	発 生 年 月 日
ヨ一ネ病	牛	患 畜	2	阿寒郡阿寒町字徹別97番地7	平成14. 4. 4
同	同	同	2	厚岸郡浜中町大字後静村字姉別原野632番地	同 14. 4. 8
同	同	同	3	紋別郡滝上町字サクル一原野南3線57番地	同 14. 4. 9
同	同	同	1	中川郡幕別町字糠内177番地	同 14. 4. 12
同	同	同	1	広尾郡大樹町字拓達250番地	同 14. 4. 18
同	同	同	2	新冠郡新冠町字美宇159番地1号	同 14. 4. 19
同	同	同	3	標津郡中標津町字豊岡153番地	同
同	同	同	2	広尾郡大樹町字大樹395番地	同 14. 4. 23
同	同	同	2	河西郡芽室町伏美15線41番地	同 14. 4. 25
同	同	同	1	河東郡鹿追町鹿追北3線7番地3	同 14. 4. 26
同	同	同	1	中川郡幕別町字糠内406番地2	同 14. 4. 30

北海道告示第 878 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指
定を解除する。

平成14年5月17日

北海道知事 堀 達 也

1	解除に係る保安林の所在場所	登別市カルル又町27の9、27の12
2	保安林として指定された目的	土砂の流出の防備
3	解除の理由	道路用地とするため

北海道告示第 879 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成14年5月17日

- 1 路線名 礼文町道浜中西上泊線 北海道知事 堀 達 也
- 2 工事区間 礼文郡礼文町大字船泊村字大沢676 - 1番地先から 礼文郡礼文町大字船泊村字西大所国有林159林班二小班まで
- 3 工事の種類 改築

4 工事開始の日 平成14年6月3日

北海道告示第880号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年5月17日

北海道知事 堀 達 也

道路の種類	道路	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
1	函館上磯線	函館市美原1丁目21番13地先から 函館市昭和4丁目192番3地先まで	前	25.00mから 41.00mまで	2,400.00m	一般国道5号における 31.00mの間	北海道函館土木現業所
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所	函館市美原1丁目21番13地先から 函館市富岡町1丁目74番3地先まで	後	25.00mから 41.00mまで	2,400.00m	一般国道5号における 31.00mの間	
		上磯郡上磯町七重浜1丁目87番1地先から 上磯郡上磯町七重浜1丁目86番4地先まで	前	18.00mから 30.00mまで	2,270.83m	—	同
		七重浜停車場線	後	3.26mから 16.50mまで	182.37m	一般国道227号における 25.00mの間	
		平取穂別線	後	18.20mから 29.80mまで	185.00m	一般国道227号における 25.00mの間	
			前	13.40mから 30.70mまで	459.50m	—	北海道室蘭土木現業所
			後	13.40mから 30.70mまで	459.50m	—	
			後	14.91mから 23.46mまで	450.00m	—	

北海道告示第881号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年5月17日

道路 八雲北檜山線 山越郡八雲町字春日32番1地先から 平成14. 5.21
山越郡八雲町字春日46番4地先まで

北海道告示第882号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年5月17日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道道	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	路線 名 区 区						
長万部公園線		山越郡長万部町字長万部13番38地先から山越郡長万部町字長万部8番23地先（一般国道5号交点）まで	前	13.95mから25.96mまで	248.38m	一般国道5号における11.82mの間	北海道函館土木現業所
室蘭環状線		山越郡長万部町字長万部429番6地先から山越郡長万部町字長万部8番23地先（一般国道5号交点）まで	後	14.50mから41.71mまで	465.95m	一般国道5号における11.82mの間	北海道室蘭土木現業所
		室蘭市知利別町2丁目82番1地先から室蘭市知利別町2丁目86番1地先まで	前	23.00mから76.50mまで	168.00m	—	
			後	19.50mから85.50mまで	168.00m	—	

北海道告示第 883 号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成14年5月17日

- 1 都市計画事業の種類及び名称 室蘭圏都市計画道路事業（3・4・121号長和農社通、3・4・114号山下長和通及び3・3・207号一般国道37号線） 北海道知事 堀 達 也
- 2 施行者の名称 北海道
- 3 事務所の所在地及び名称 室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所
- 4 事業地の所在 伊達市長和町地内

北海道告示第 884 号

平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成14年5月17日

北海道知事 堀 達 也

環境生活部所管の事項中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第7項までを1

項ずつ繰り上げ、第8項を削り、第9項を第7項とし、第10項を削り、同事項第11項中「同」を「支庁長」に改め、同項を同事項第8項とする。
 経済部所管の事項中第13項及び第14項を削り、第15項を第13項とし、第16項及び第17項を2項ずつ繰り上げ、第18項を削り、第19項を第16項とし、同項の次に次の3項を加える。
 17 炭鉱保安確保設備整備事業 釧路支庁長
 18 人材確保支援事業 支庁長
 19 国際家具デザインフェア旭川2002開催事業 上川支庁長
 農政部所管の事項中第3項を削り、第4項を第3項とし、同事項第5項中「ウタリ地区農林漁業対策事業」を「アイヌ農林漁業対策事業」に改め、同項を同事項第4項とし、同事項第6項及び第7項を削り、第8項を第5項とし、第9項及び第10項を3項ずつ繰り上げ、同事項第11項を削り、第12項を第8項とし、第13項から第32項までを4項ずつ繰り上げ、同事項第33項中「農業地域産業複合拠点形成事業」を「農業地域産業複合化活動促進事業」に改め、同項を同事項第29項とし、同事項中第34項を第30項とし、第35項を削り、第36項を第31項とし、第37項を第32項とし、第38項を削り、第39項を第33項とし、第40項から第43項までを6項ずつ繰り上げ、第44項及び第45項を削り、第46項を第38項とし、同事項第47項中「（チャレンジグリーン）農業推進事業及びグリーン農業産地拡大事業に限る。」を「（グリーン農業産地拡大事業に限る。）」に改め、同項を同事項第39項とし、同事項中第48項を第40項とし、第49項から第51項までを8項ずつ繰り上げ、第52項を削り、同事項第53項中「同」を「支庁長」に改め、同項を同事項第44項とし、同事項中第54項を第45項とし、第55項から第

74項までを9項ずつ繰り上げ、同事項第75項中「(農業法人育成支援事業を除く。)」を削り、同項を同事項第66項とし、同事項中第76項を第67項とし、第77項から第88項を9項ずつ繰り上げ、第89項を削り、第90項を第80項とし、第91項から第94項までを10項ずつ繰り上げ、第95項から第97項までを削除し、第98項を第85項とし、第99項から第112項までを13項ずつ繰り上げ、同事項第113項中「対策事業」を「資金」に改め、同項を同事項第100項とし、同事項中第114項を第101項とし、第115項を第102項とし、第116項を第103項とし、同項の次に次の7項を加える。

- 104 地域農業経営支援プラットフォーム構築事業 同
- 105 道産牛肉等消費向上対策推進事業(2以上の支庁の所管区域にわたる区域を地区とする事業を除く。) 同
- 106 経営体育成緊急支援事業 同
- 107 農業経営支援情報システム確立緊急整備事業 同
- 108 都市農業支援事業 同
- 109 畑地帯産地形成基盤整備支援対策事業 同
- 110 農地整備関連連麦大豆等生産拡大推進事業 同

水産林務部所管の事項第1項中「漁業協同組合経営強化総合対策事業」を「漁業協同組合組織緊急再編対策事業」に改め、同事項中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項及び第8項を1項ずつ繰り上げ、同事項第9項中「沿岸漁場整備開発事業」を「水産基盤整備事業」に改め、同項を同事項第8項とし、同事項中第10項を第9項とし、第11項から第16項までを1項ずつ繰り上げ、第17項を第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 17 漁村漁場環境改善対策事業 同

水産林務部所管の事項第21項中「モデル住宅の展示及び宣伝広告」を「地域材を使用した家の展示普及及び地域材利用学校関連施設整備事業」に改め、同事項第33項中「同」を「支庁長、森づくりセンター所長(石狩森づくりセンター所長、檜山森づくりセンター所長、宗谷森づくりセンター所長及び根室森づくりセンター所長を除く。)」に改め、同事項第34項中「同」を「支庁長」に改め、同事項中第41項を削り、同事項第42項中「同」を「支庁長」に改め、同項を同事項第41項とし、同事項中第43項を第42項とし、第44項から第49項までを1項ずつ繰り上げ、第50項を削り、第51項を第49項とし、第52項から第54項までを2項ずつ繰り上げ、同事項第55項中「(木材バイオマス資源活用促進事業及び先駆的木造公共施設実

証事業に限る。)」を「(間伐材用途開拓事業に限る。)」に改め、同項を同事項第53項とし、同事項第56項中「網走支庁長」を「根室支庁長」に改め、同項を同事項第541項とし、同事項第57項中「同」を「網走支庁長」に改め、同項を同事項第555項とし、同事項中第58項を第56項とし、第59項を第57項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 58 海面環境保全推進事業 同
- 59 北海道ヒトネ駆除モデル事業 日高支庁長、十勝支庁長、釧路支庁長

建設部所管の事項中第6項を削り、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。
7 広域景観づくり活動促進事業 同

公 報

北海道表彰規則(平成10年北海道規則第31号)に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。
平成14年5月17日

北海道産業貢献賞	氏名	又は団体名	功績の内容	北海道知事	堀 達 也
市(区)町村名	厚田村	吉田信雄	緑化功労		
	上磯町	平野和海	同		
	栗山町	原田祐策	同		
	留萌市	(故)岡田義弘	同		
	猿払村	猿払村漁業協同組合婦人部	同		
	斜里町	加納繁一	同		

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。
平成14年5月17日

北海道知事 堀 達 也

平成13年度分

肥料の種類等 肥料の名称 保証票添付者

炭酸カルシウム肥料 53.0炭酸カルシウム肥料 道南石灰工業㈱

検査の概要 備考

分析件数 うち不合格点数 保証票検査 その他の検査

1 0

炭酸カルシウム肥料	50.0防散炭酸カルシウム肥料	北海道カルマイト(有)	1	0	
魚 か す 粉 未	後志ホールミール	高野冷凍(株)	1	0	
炭酸カルシウム肥料	53.0炭酸カルシウム肥料	北海道農材工業(株)	1	0	
炭酸カルシウム肥料	50.0防散炭酸カルシウム肥料	北海道農材工業(株)	1	0	
炭酸カルシウム肥料	53.0炭酸カルシウム肥料	北海道農材工業(株)	1	0	
副産石灰肥料	ホクトライム	北海道糖業(株)	1	1	x
乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料2号	旭ゼット(株)	1	0	

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成14年5月17日

北海道知事 堀 達也

平成13年度 特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者 者又は表示者 農事組合法人 道央養鶏	届 出 名 (及び商品名)	検 査 の 結 果	備 考
たい肥	有限会社北栄	発酵けいふん	窒素全量 りん酸全量 加里全量 5.64% 5.85% 3.74%	乾物当たり
貝殻肥料	有限会社北栄	サンカルシウ ム	窒素全量 りん酸全量 加里全量 0.06% 0.11% 0.07%	現物当たり
貝殻肥料	弘産工業株式会社	干草貝	窒素全量 りん酸全量 加里全量 石灰全量 50.81% 0.01% 0.13% 0.07%	現物当たり
たい肥	北海道通運株式会社	小樽マリン 堆肥	窒素全量 りん酸全量 加里全量 0.47% 0.59% 0.21%	現物当たり
たい肥	株式会社中谷コン クリート工業所	北海オルガ	窒素全量 りん酸全量 加里全量 1.48% 5.66% 2.80%	現物当たり
くん炭肥料	ながぬま農業協同 組合	初から生まれ た炭太郎	窒素全量 りん酸全量 加里全量 0.30% 0.22% 1.44%	現物当たり
たい肥	士別市農業協同組 合	めぐみ野	窒素全量 りん酸全量 加里全量 0.50% 0.62% 0.76%	現物当たり

たい肥	旭川市	生ごみくん	窒素全量 りん酸全量 加里全量 3.67% 0.94% 1.00%	乾物当たり 同
たい肥	留萌有機肥料株式 会社	るもい有機 サルフツ完熟 堆肥	窒素全量 りん酸全量 加里全量 1.17% 1.29% 0.39%	現物当たり
たい肥	東京谷農協同組 合	スーパージ ーソI	窒素全量 りん酸全量 加里全量 0.77% 0.91% 0.35%	現物当たり
貝化石粉 未	大阪緑風観光株式 会社	貝化石粉未	石灰全量 31.71%	現物当たり
たい肥	牧野木材株式会社	スーパージ ーソI	窒素全量 りん酸全量 加里全量 0.40% 0.11% 0.13%	現物当たり
動物の排 せつ物	佐藤養鶏場	発酵けいふん	窒素全量 りん酸全量 加里全量 2.24% 7.86% 3.10%	現物当たり
たい肥	大松運輸株式会社	ほうねん	窒素全量 りん酸全量 加里全量 0.53% 0.51% 0.11%	現物当たり

注

扣

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

平成14年5月17日

1 氏名又は名称 株式会社 光和

北海道知事 堀 達也

- 2 代表者の氏名 保前 健一
 3 主たる事務所又は 網走市南6条東7丁目5番地
 事業所の所在地
 4 指定の取消年月日 平成14年4月1日

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第16号

次のおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年5月17日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

- 1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
 札幌医科大学附属病院（外来診療棟を除く。）及び看護婦宿舍等清掃業務 一式

(2) 落札を決定した日
 平成14年3月22日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 キョウコフプロテック株式会社
 イ 住 所 福島県福島市五月町3番20号

(4) 落札金額
 5,827万5,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

(6) 一般競争入札の公示
 平成14年2月8日

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課
 イ 所在地 北海道札幌市中央区南1条西17丁目

2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

札幌医科大学基礎医学研究棟清掃業務 一式

(2) 落札を決定した日
 平成14年3月22日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 キョウコフプロテック株式会社
 イ 住 所 福島県福島市五月町3番20号

(4) 落札金額
 840万円

(5) 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

(6) 一般競争入札の公示
 平成14年2月8日

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課
 イ 所在地 北海道札幌市中央区南1条西17丁目

3(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

札幌医科大学臨床教育研究棟及び医学部附属病院外来診療棟清掃業務 一式

(2) 落札を決定した日
 平成14年3月22日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 アートビルシステム株式会社
 イ 住 所 札幌市西区八軒7条東3丁目7番11号

(4) 落札金額
 3,974万2,500円

(5) 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

(6) 一般競争入札の公示
 平成14年2月8日

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課
 イ 所在地 北海道札幌市中央区南1条西17丁目

4(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

札幌医科大学医療廃棄物処理業務 一式

ア 感染性廃棄物 調達予定数量 986,750リットル
 イ 非感染性廃棄物 調達予定数量 566,375リットル

(2) 落札を決定した日
 平成14年3月22日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社北海道放射線管理センター

第 1365 号

- イ 住 所 札幌市北区北22条西9丁目1番1号
- (4) 落札金額
- ア 感染性廃棄物円 1リットル当たりの単価 71円
- イ 非感染性廃棄物 1リットル当たりの単価 25円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公示
平成14年2月8日
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課
イ 所在地 北海道札幌市中央区南1条西17丁目

興 隆 記 公 館 公 報

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。
平成14年5月17日

北海道知事 堀 達 也

- 1 業務概要
 - (1) 業 務 名 北海道開拓の村情景再現モデル事業
 - (2) 事業内容 北海道開拓の村への来村者に北海道の歴史と展示建造物への理解を深めてもらうため、本道の明治・大正当時に類する服装を着用した巡回解説員を配置し、当時の情景を再現することにより、広く道内外に北海道の歴史をPRするとともに、来村者に対し、アンケート調査を行い、村内での人的展示の在り方等を検討する調査報告書の作成を委託する。
 - (3) 履行期限 平成14年11月30日
- 2 参加資格及び特定基準
 - (1) プロポーザルの提出者に要求される資格
ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律7号）に基づく特定非営利活動法人、シルバー人材センター、その他の法人又は法人以外の団体であって委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。
イ 道内に本社又は事業所を有する者であること。
ウ 事業費に占める人件費割合が概ね80パーセント以上であること及び事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数が概ね75パーセント以上であること。
 - (2) プロポーザルの特定基準
ア 業務の実施体制

- 事業者の実施体制、専門的知識等
- イ 新規雇用の創出
- ウ 企画提案の内容
- 巡回解説員の配置体制、事前研修、服装、アンケート内容等
- 3 手続等
 - (1) 担当部局（連絡・照会先）
郵便番号 004 - 0006 札幌市厚別区厚別町小野幌53 - 2
北海道開拓記念館総務部総務課
電話番号 011 - 898 - 0456
ファクシミリ 011 - 898 - 2657
 - (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
平成14年5月17日（金）から24日（金）まで（月曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）
交付場所は、3の(1)に同じ。
直接交付する（郵送はしない。）。
 - (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
平成14年5月24日（金）午後5時必着
提出場所は、3の(1)に同じ。
 - (4) プロポーザル提出要請書の送付
プロポーザル提出業者として選定された業者には、選定通知書、説明会の開催案内及びプロポーザル提出要請書を送付し、非選定の業者には、その理由を付して通知する。
 - (5) 説明会の開催
平成14年5月28日（火） 午後1時30分から
場所は、開拓記念館内
 - (6) プロポーザルの提出期限、提出場所及び方法
平成14年6月7日（金）午後5時必着
提出場所は、3の(1)に同じ。
持参すること。
- 4 その他
 - (1) 契約書作成の要否
 - (2) 関連情報入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。

報 告 公 報 興 隆 記 公 館

(3) その他
後日、フロッパーザルに関するヒヤリソングを行う。
詳細は、フロッパーザル説明書によること。

興 業 種 加 盟 協 会 会 長

北海道選挙管理委員会告示第63号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届
出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等をおり公表する。
平成14年5月17日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成14年3月分)

政党の支部で あるか否かの別	政 治 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	届 出 先
政	自由民主党北海道札幌市清田区第三支部	札幌市清田区美しが丘4条8丁目1-20	宮内 素子	宮内 素子	事務 局
否	内山計司連合後援会	同 北区屯田7条4丁目1番4号	立山 計幸	村尻 光次	同
同	みさき会	同 中央区北3条西2丁目1-28 カミヤマビル	鎌田 敏平	横山 繁博	同
同	新しい市政をつくる会	岩見沢市栄町1丁目137-1	鎌田 敏平	渡川 邊勝	同
同	戸田英雄後援会	空知郡北村字大願3785番地	鎌田 敏平	川上 昌勝	同
同	石沢まさよし後援会	上川郡東川町北町2丁目3番1号	齊藤 芳雄	沖野 義平	同
同	今としかず後援会	富良野市栄町4番3号	今 昭弘	菅野 則	同
同	今利一市政調査会	同 字西麓郷の2	今 昭弘	菅野 則	同
同	日本共産党富良野市後援会	同 朝日町12-21	今 昭弘	菅野 則	同
同	ふらのまちづくりネット	同 若松町4番15号	今 昭弘	菅野 則	同
同	廣瀬忠雄後援会	枝幸郡浜頓別町字浜頓別154番地	今 昭弘	菅野 則	同
同	山口アサ子後援会	苫小牧市表町1-1-4	今 昭弘	菅野 則	同
同	大塚とおる後援会	帯広市西22条南3丁目16-5	今 昭弘	菅野 則	同
同	すながわ敏文川北地域後援会	同 西7条北1丁目11番地2	今 昭弘	菅野 則	同
同	砂川敏文防衛協力団体後援会	同 稲田町西2線7番地81	今 昭弘	菅野 則	同
同	21世紀町民と共に歩む木下孝後援会	標準郡標準町北6条西2丁目2-5	今 昭弘	菅野 則	同

北海道選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動
届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等をおり公表す

る。
平成14年5月17日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之
(平成14年3月分)

政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動 内 容
社会民主党北海道連合	会計責任者の氏名	仲尾 多佳史
自由民主党北海道札幌市白石区第二支部	同	竹田 信乃夫
同 北海道第一選挙区支部	代表者の氏名	北村 直人

新 動 内 日

寺内 寿夫	寺内 藤昭	寺内 藤昭	寺内 藤昭	寺内 藤昭
武部 勤				

第 1365 号

報 告 書 北 道

日本共産党札幌西・手稲地区委員会	会計責任者の氏名	羽野茂範	熊谷通子	事務局
大内良一連合後援会	同	辻本宜晶	古山寿幸	同
小谷徳蔵後援会	代表者の氏名	和田朗	坂田博	同
小林ちよみ連合後援会	主たる事務所の所在地	札幌市厚別区厚別中央3条5丁目8-7 源田ビル	札幌市厚別区厚別中央3条4丁目13-2 源田ビル	同
新社会党北海道本部	代表者の氏名	渋谷澄夫	山口哲夫	同
同	会計責任者の氏名	小柳政行	水由正美	同
健やか北海道を築く会	同	伊藤三郎	佐々木子	同
全日本不動産政治連盟北海道支部	主たる事務所の所在地	札幌市中央区南4条西6丁目11番地2 全日ビル2階	札幌市中央区南1条東2丁目6番地 ソタービル2号館3F	同
同	代表者の氏名	瀨尾素夫	仲山幸暉	同
同	会計責任者の氏名	大場勝己	瀨尾素夫	同
大樹会	同	辻本宜晶	古山寿幸	同
田中昭男後援会	代表者の氏名	田守野茂	佐伊野笙	同
日本共産党西区後援会	会計責任者の氏名	羽野久一	伊山富政	同
同	代表者の氏名	猪狩藤秀	石紫藤井	同
北海道後援会	同	佐藤政一	山野秀道	同
同	会計責任者の氏名	小西政秀	浅田秀道	同
北海道構造改革研究会	代表者の氏名	阿野正一	藤本秀明	同
北海道鍼灸師連盟	同	阿部元宏	山本元宏	同
北海道チクレン農政推進協議会	代表者の氏名	藤谷眞澄	藤井元英	同
北海道ビルメンテナス政治連盟	同	神崎弘	藤井元英	同
同	会計責任者の氏名	岡山健三	中井良洋	同
北海道不動産政治連盟札幌中央南支部	代表者の氏名	中山健三	藤井良洋	同
北海道舗装政治連盟	同	本永喜三	中井良洋	同
同	会計責任者の氏名	澤田実郎	小野功雄	同
三上洋右後援会	同	伊藤三郎	小野功雄	同
みずき義幸後援会	同	同	同	同
水城義幸幸友会	同	同	同	同
横山ひろ子後援会	政治団体の名称	横山ひろ子後援会	横山ひろ子後援会	同
自由民主党千歳支部	会計責任者の氏名	生杉芳弘	沼田常好	石狩支所
同	主たる事務所の所在地	石狩郡当別町弥生5564	石狩郡当別町弥生52番地	同
同	当別支部	近藤学	堀川和雄	同
内海英徳後援会	会計責任者の氏名	石狩市花畔2条1丁目9-1	石狩市花川北7条2丁目33-1	同
片平一義といしかりを創る会	主たる事務所の所在地	大塚邦雄	大澤真三	同
同	代表者の氏名	石狩市花畔2条1丁目9-1	石狩市花川北7条2丁目33-1	同
片平一義連合後援会	主たる事務所の所在地	石狩市花畔2条1丁目9-1	石狩市花川北7条2丁目33-1	同

新井政美後援会	主たる事務所の所在地	岩見沢市ふじ町1条4丁目1-3	岩見沢市ふじ町2条2丁目25番地	空知支所
いたや利雄後援会	同	夕張郡長沼町曙町1丁目3番1号	夕張郡長沼町市街地	同
一閑開治後援会	代表者の氏名	道下 甫	田中 盛亮	同
同	会計責任者の氏名	藤井 雅仁	小野 敏敏	同
大西よしこ後援会	同	大西 信幸	大西 利幸	同
加藤栄一連合後援会	主たる事務所の所在地	雨竜郡妹背牛町字妹背牛391番地	雨竜郡妹背牛町字妹背牛378の1	同
同	会計責任者の氏名	戸澤 喜市	今野 三郎	同
川森勝衛後援会	代表者の氏名	戸堀 田利一	渡辺 昭雄	同
同	会計責任者の氏名	溝口 敏彦	尾崎 隆嗣	同
小平忠正夕張地区後援会	代表者の氏名	後藤 藤敏一	新山 純一	同
新山純一後援会	同	永沼 誠一	佐藤 良二	同
扇秀会	主たる事務所の所在地	滝川市扇町2丁目11番31号	滝川市扇町2丁目7番20号	同
中田翼後援会	会計責任者の氏名	山本 毅	小野寺 博	同
日本商工連盟栗山地区連盟	主たる事務所の所在地	夕張郡栗山町中央2丁目1番地	夕張郡栗山町中央1丁目112番地	同
同	代表者の氏名	松原 正和	小林 宋三郎	同
同	会計責任者の氏名	丸山 紘司	宇佐美 鉄男	同
同	主たる事務所の所在地	深川市1条9番19号	深川市5条7番20号	同
同	会計責任者の氏名	市場 孝雄	村 沢 剛	同
同	同	佐藤 義一	飯高 和美	同
林政志後援会	同	青木 徹一	秋山 寛寛	同
北海道総合開発研究会	同	山口 悟一	杉山 正行	同
峰岸政義後援会	代表者の氏名	山野 榮一	池田 定利	同
みんなと歩む会	会計責任者の氏名	深川市3条9番35号	深川市2条8番28号	同
八木もちふみ後援会	主たる事務所の所在地	夕張市本町4丁目38番地	夕張市鹿の谷1丁目79	同
安岡宏後援会	代表者の氏名	神 清	中山 弘三	同
山下貴史夕張後援会	主たる事務所の所在地	樺戸郡新十津川町字大和97番地17	樺戸郡新十津川町字大和89番地3	同
同	代表者の氏名	阿部 米男	真島 實	同
同	同	多喜利 広	石川 重男	同
夕張市多喜雄基後援会	同	わたなへ精郎後援会	わたなへ精郎緑東市政研究会	同
わたなへ精郎後援会	政治団体の名称	滝川市緑町6丁目4-5	滝川市緑町6丁目4-4	同
同	主たる事務所の所在地	空知郡上富良野町南町3丁目2番7号	空知郡上富良野町本町2丁目2番21号	上川支所
自由民主党上富良野支部	同	木村 了	村上 和子	同
同	代表者の氏名	猿子 昌正	更科 善治	同
日本共産党上川地区委員会	会計責任者の氏名	旭川市4条通8丁目右1号	旭川市4条5丁目右10号	同
旭川市薬業政治連盟	主たる事務所の所在地			同

旭川市産業政治連盟	代表者の氏名	辻 実 丸	旭川市常磐通1丁目 道北経済センター2F	丸山 満 雄	旭川市常磐通1丁目	上川支所
旭川商工連盟	同	高 丸 修	旭川市春光台1条1丁目	山 川 久 明	旭川市常磐通1丁目	同
旭川政治経済連合会	主たる事務所の所在地	旭川市春光台1条1丁目	富良野市幸町2の17	旭川市常磐通1丁目	道北経済センター2F	同
新しい富良野を創る市民の会	同	富良野市幸町2の17	三津橋 雄 孝	谷 秀 之	富良野市日の出町3の17	同
あんざい保後援会	代表者の氏名	三津橋 雄 孝	旭川市東光6条2丁目	旭川市東光6条1丁目	旭川市東光6条1丁目	同
太田元美後援会	主たる事務所の所在地	旭川市東光6条2丁目	田 辺 清 志	遠 藤 美 男	旭川市東光6条1丁目	同
同	会計責任者の氏名	田 辺 清 志	上川郡風連町旭1711番地	上川郡風連町本町19番地	上川郡風連町本町19番地	同
柿川弘後援会	主たる事務所の所在地	上川郡風連町旭1711番地	前 田 滋	佐 藤 利 博	山 川 久 明	同
菊川健一と歩む会	代表者の氏名	前 田 滋	高 丸 修	山 川 久 明	富良野市栄町4番3号	同
希望都市21世紀市民の会	主たる事務所の所在地	高 丸 修	富良野市字西麓郷の2	同	日の出町13番10号	同
今としかず後援会	同	富良野市字西麓郷の2	同	同	日の出町13番10号	同
ささき雅夫後援会	代表者の氏名	同	北の峰町3番17号	同	日の出町13番10号	同
しもかわ21世紀を拓く会	代表者の氏名	同	北の峰町3番17号	同	日の出町13番10号	同
菅原功一と旭川市民の会	会計責任者の氏名	三津橋 雄 孝	旭川市6条通8丁目 自民党支部内	和 泉 政 義	旭川市4条通16丁目 サッリンビル2F	同
だて忠一旭川後援会	主たる事務所の所在地	中 井 武 久	旭川市6条通8丁目 自民党支部内	旭川市4条通16丁目	サッリンビル2F	同
松田勇後援会	同	旭川市6条通8丁目	上川郡鷹栖町9線12号	上川郡鷹栖町11線11号	上川郡鷹栖町11線11号	同
同	代表者の氏名	上川郡鷹栖町9線12号	遠 藤 博 一	藤 沢 作 二	留萌市錦町1丁目79-1	留萌支所
小川勝也留萌地域後援会	主たる事務所の所在地	遠 藤 博 一	留萌市開運町2丁目6-1	留萌市錦町1丁目79-1	留萌市開運町1丁目79-1	同
くどう敏郎幌延後援会	同	留萌市開運町2丁目6-1	天塩郡幌延町元町39-1 (株)道北物流内	天塩郡幌延町元町39-1	(有)道北物流内	同
坂本茂後援会	同	天塩郡幌延町元町39-1	留萌市開運町2丁目1-38	留萌市開運町3丁目	留萌市開運町3丁目	同
中川義雄幌延後援会	同	留萌市開運町2丁目1-38	天塩郡幌延町元町39-1 (株)道北物流内	天塩郡幌延町元町39-1	(有)道北物流内	同
日本商工連盟留萌地区連盟	会計責任者の氏名	天塩郡幌延町元町39-1 (株)道北物流内	松 田 宏 幸	西 野 正 和	天塩郡幌延町元町39-1	同
北海道商工政治連盟幌延支部	同	天塩郡幌延町元町39-1 (株)道北物流内	藤 井 一 夫	宮 本 健 二 郎	天塩郡幌延町元町39-1	同
堀達也幌延後援会	主たる事務所の所在地	藤 井 一 夫	天塩郡幌延町元町39-1 (株)道北物流内	天塩郡幌延町元町39-1	(有)道北物流内	同
すみよい豊富町をつくるみんなの会	会計責任者の氏名	天塩郡幌延町元町39-1 (株)道北物流内	中 村 佳 代 子	今 井 敏 實	今 井 敏 實	宗谷支所
湯佐利夫猿払村後援会	同	中 村 佳 代 子	加 藤 貞 夫	深 沢 敏 雄	深 沢 敏 雄	同
自由民主党北海道第十二選挙区支部	同	加 藤 貞 夫	田 村 哲 也	澤 合 正 行	澤 合 正 行	同
日本共産党北見地区委員会	同	田 村 哲 也	安 部 久 子	大 丸 清 和	大 丸 清 和	同
活力ある豊かな網走を築く会	同	安 部 久 子	北 野 清 丸	小 丸 清 人	小 丸 清 人	同
小林清博後援会	同	北 野 清 丸	江 本 忠 義	厚 川 清 六 郎	厚 川 清 六 郎	同
J A東藻琴政治連盟	同	江 本 忠 義	常呂郡佐呂間町字若里424-4	常呂郡佐呂間町字若里424	常呂郡佐呂間町字若里424	同
鈴木洋俊後援会	主たる事務所の所在地	常呂郡佐呂間町字若里424-4	中 谷 清 一	木 村 静 雄	木 村 静 雄	同
同	代表者の氏名	中 谷 清 一	中 谷 清 一	小 森 芳 晴	小 森 芳 晴	同
日本商工連盟北見地区連盟	同	中 谷 清 一	鴨 下 公 一	大 沼 大 沼	大 沼 大 沼	同
同	同	鴨 下 公 一	中 谷 清 一	大 沼 大 沼	大 沼 大 沼	同

第 1365 号

報 告 公 報 北 興

船木淳一後援会	会計責任者の氏名	住吉俊文	杉本勝	網走支所
宮沢祐一郎後援会	同	中村重一	西川健夫	同
森田のぶあき後援会	同	山神正信	本田伸一	同
森脇道成後援会	代表者の氏名	上田高二	岩田太一	同
自由民主党虹田支部	主たる事務所の所在地	虹田郡虹田町字栄町84 - 36	虹田郡虹田町字泉9 - 9	胆振支所
岩倉博文厚真後援会	同	勇払郡厚真町本町30 木本建設内	勇払郡厚真町京町94	同
同	代表者の氏名	山田 稔	河村忠治	同
同	会計責任者の氏名	海沼裕作	久保参生	同
同	主たる事務所の所在地	虹田郡虹田町字栄町84 - 36	虹田郡虹田町字旭町30	同
同	会計責任者の氏名	八木 寧 秀	北野 憲 次	同
同	主たる事務所の所在地	伊達市大町11番地	伊達市未永町34番地	同
同	会計責任者の氏名	大藤 暢 子	荒川 暢 子	同
徳中嗣史後援会	同	長久保 トシ子	和田 トシ子	同
長久保勝春後援会	同	室蘭市陣屋町4丁目2 - 19	室蘭市港北町1 - 7 - 25	同
成田みちあき後援会	主たる事務所の所在地	成田 啓 子	阿部 俊 雄	同
同	会計責任者の氏名	勇払郡厚真町字本郷36 - 15	勇払郡厚真町字上厚真122	同
同	主たる事務所の所在地	名児耶 勲	米田 俊 之	同
同	代表者の氏名	加藤 静 江	北野 房 子	同
同	会計責任者の氏名	平口 泰 敏	佐久間 重 行	同
同	同	阿部 宗 司	米沢 信 夫	同
同	同	阿部 耕 啓	細川 恒 和	同
同	同	勇払郡追分町本町4丁目8	勇払郡追分町本町2丁目9	同
同	主たる事務所の所在地	室蘭市宮の森町3 - 2 - 19	室蘭市知利別町2 - 11 - 32	同
同	同	勇払郡厚真町字宇隆510 - 8	勇払郡厚真町字宇隆510 - 5	同
同	同	室蘭市みゆき町2 - 7 - 1	室蘭市輪西町3 - 5 - 8 - 202号	同
同	代表者の氏名	武井 昌 夫	大野 国 夫	日高支所
同	同	山 際 英 男	嵐 清 徹	同
同	同	北 道 健 一	北 道 清 徹	同
同	同	浦河郡浦河町字向別444	浦河郡浦河町字上向別388	同
同	代表者の氏名	菅 正 幸	久保 時 夫	同
同	主たる事務所の所在地	幌泉郡えりも町字東洋251 - 62	幌泉郡えりも町字東洋71 - 41	同
同	同	大坂 庄 吉	中 沢 護	同
同	代表者の氏名	幌泉郡えりも町新浜61 - 31	幌泉郡えりも町字本町333	同
同	主たる事務所の所在地	岡 崎 謙 次	才 津 正 一	同
同	代表者の氏名	三石郡三石町字稲見208 - 3	三石郡三石町字川上132 - 10	同
同	主たる事務所の所在地			同

酒井芳秀川上後援会	代表者の氏名	筑紫文一	坂井高春	日高支所
同	会計責任者の氏名	酒井 薫	酒井英之	同
同	主たる事務所の所在地	新冠郡新冠町字大狩部81 - 2	新冠郡新冠町字大狩部145	同
同	代表者の氏名	田村 昭	白浜勝男	同
同	主たる事務所の所在地	沙流郡平取町字苜菜55 - 9	沙流郡平取町本町157 - 15	同
同	代表者の氏名	石井直義	平村尚人	同
同	主たる事務所の所在地	中川郡本別町向陽町68 - 2	帯広市西3条南18丁目1番地	十勝支所
社会民主党十勝支部連合	会計責任者の氏名	名和明男	畑中庸輔	同
日本共産党十勝地区委員会	代表者の氏名	今田鉄郎	小原吉雄	同
池本柳次十勝連合後援会	同	山崎 泉	郷 良博	同
コアエ研究会	同	佐藤 守正	山崎 泉	同
同	会計責任者の氏名	上川郡清水町字熊牛87番地	上川郡清水町本通4丁目20番地	同
高薄渡後援会	主たる事務所の所在地	同上	同上	同
同	会計責任者の氏名	小泉末廣	杉村利久	同
高玉紀男後援会	代表者の氏名	寺尾昌徳	木ノ内光雄	同
同	会計責任者の氏名	黒川光雄	木島直志	同
竹中みつぎ後援会	同	高橋清志	上川郡清水町本通4丁目20番地	同
だて忠一清水町後援会	主たる事務所の所在地	同上	同上	同
十勝連合宗志会	代表者の氏名	澤田信幸	加藤洋一	同
同	会計責任者の氏名	岩野 光一	加藤原 治	同
伏見悦夫後援会	主たる事務所の所在地	広尾郡大樹町字浜大樹102番地	広尾郡大樹町字尾田481番地	同
同	代表者の氏名	杉森八郎	山崎 弘	同
北海道石油政治連盟帯広地方支部	同	高橋 坦	山中 彬	同
社会民主党釧路支部連合	同	波多勝志	山田 聖	同
自由民主党釧路地方自動車整備支部	同	佐々木 昭	近藤 敬	同
石田まさよし後援会	同	佐々木 昭	上原 喜久雄	同
小畑保則後援会	会計責任者の氏名	大佐々木 昭	小笠原 繁	同
同	代表者の氏名	大佐々木 昭	小笠原 繁	同
同	代表者の氏名	立山 嘉平	上原 喜久雄	同
同	同	日向 美穂子	富高 源次郎	同
同	同	黒木 美穂子	富高 源次郎	同
同	同	吉田 美穂子	富高 源次郎	同
こくぼ政信後援会	代表者の氏名	村 一彦	中石 清和	同
佐々木三男後援会	代表者の氏名	佐藤 廣彦	石塚 清和	同
政治結社國青塾	同	佐藤 洗光	石伊藤 章	同
釧路近代政治懇話会	主たる事務所の所在地	釧路市宝町3 - 20	釧路市大町1 - 1 - 13	同
千葉光雄後援会	同	同	同	同

釧路支所

中川昭一釧路市後援会	主たる事務所の所在地	釧路市宝町 3 - 20	釧路市大町 1 - 1 - 13	第二水産ビル	釧路支所
同 釧根連合後援会	同	同	同	同	同
同 弟子屈町後援会	同	川上郡弟子屈町鈴蘭 4丁目 7 - 3	川上郡弟子屈町湯の島 2丁目 4 - 13	中野和好	同
同 浜中連合後援会	代表者の氏名	村上政市	和田喜八郎	和	同
同 中田おさむ後援会	同	栗本章子	和	和	同
中村まさし後援会	主たる事務所の所在地	釧路郡釧路町北都 1丁目 9 - 4	釧路郡釧路町新開 3丁目 28	古川 勇	同
ならわ久美子後援会	会計責任者の氏名	近藤義男	古川 勇	古川 勇	同
平川昌昭後援会	主たる事務所の所在地	釧路郡釧路町陸 3丁目 4	釧路郡釧路町新開 3丁目 28	川上郡標茶町字ルルラ 24 - 15	同
同	同	川上郡標茶町桜 14丁目 40	川上郡標茶町字ルルラ 24 - 15	川上郡標茶町字ルルラ 24 - 15	同
藤原厚後援会	会計責任者の氏名	高橋ルミ子	加藤正子	加藤正子	同
藤原かつ子後援会	主たる事務所の所在地	釧路市鳥取南 2丁目 1 - 47	釧路市鳥取大通 1丁目 8 - 6	源波 等	同
北海道不動産政治連盟釧路支部	同	横澤謙三	源波 等	佐藤伸一郎	同
山本芳雄後援会	主たる事務所の所在地	川上郡弟子屈町美里 2丁目 5 - 2	川上郡弟子屈町泉 3丁目 2 - 16	川上郡弟子屈町泉 3丁目 2 - 16	同
自由民主党根室支部	代表者の氏名	中川孝夫	吉野吉政	吉野吉政	根室支所
新風会	同	村橋信夫	吉野吉政	吉野吉政	同
日本商工連盟根室地区連盟	同	北村信人	吉野吉政	吉野吉政	同
同	会計責任者の氏名	山本連治郎	吉野吉政	吉野吉政	同

北海道選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年 5月17日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

(平成14年 3月分)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	事務局長	先	後援会	解散の年月日	事務局長	先	後援会
自由党北海道第1総支部	八田信之	平13.12.25	同	同	東出よういち後援会	同	同	同	同
札幌上草会	梶原滋	同13.12.31	同	同	後志の二十一世紀を考える会	同	同	同	同
輸友会	宮北健一郎	同13.12.25	同	同	高山庸一後援会	同	同	同	同
金等後援会	内山秀昭	同13.6.30	同	同	飯盛亮平後援会	同	同	同	同
高木正明江別市農業団体後援会	森田芳雄	同14.3.18	同	同	新しい市政をつくる会	同	同	同	同
松野多諒友の会	松野多諒	同13.12.25	同	同	公明党を支える会空知	同	同	同	同
佐藤孝行水産連合後援会	富田幸二	同14.3.20	同	同	中田たけし後援会	同	同	同	同
清水武市後援会	山口清	同14.3.26	同	同	ねが松子後援会	同	同	同	同

金沢孝後援会	本 田 祐 一	平13.12.31	網走支所
公明党を支える会オホーツク	大 塚 三 郎	同14. 3. 1	同
定久保男後援会	横 山 廣 太 郎	同13.10. 5	同
千葉清美後援会	守 口 信 之	同13. 9.11	同
藤原金吉後援会	藤 原 金 吉	同13.12.31	同
堀米克雄後援会	村 岡 多 彦	同14. 3.27	同
苫小牧共同発電労働組合政治活動委員会	喜 長 谷 川 清 一	同14. 3.23	胆振支所
ながお邦司後援会	長 谷 川 清 一	同14. 3.26	同
森田正司後援会	石 橋 敬 一	同14. 3.25	同
大野国夫後援会	武 井 昌 夫	同14. 3.12	日高支所
高橋辰夫浦河町後援会	奥 田 惣 兵 衛	同14. 3.29	同
日本共産党日高町後援会	住 友 年 雄	同14. 3.10	同
松田外吉後援会	牧 野 茂 敏	同14. 3. 7	十勝支所

釧路産業政策研究会	村 田 純 一	同13.12.30	釧路支所
沢田てるお後援会	徳 田 宏	同13.12.20	同
中川昭一厚岸町後援会	姥 澤 紘	同14. 3.25	同
村田純一後援会	柴 又 根 啓 一	同13.12.30	同
若狭靖白糠町後援会	山 根 長 美	同14. 1.31	根室支所
にしね辰美21世紀の会	西 井 健 二	同14. 3.28	同
松井健二後援会	松 井 健 二	同14. 3.28	同

北海道選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年5月17日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

(平成14年3月分)

資金管理団体の届出をした者	資 金 管 理 団 体	資 金 管 理 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	届 出 先
氏 内 山 計 司	公 職 の 種 類 議 員	政 治 団 体 の 名 称 内 山 計 司 連 合 後 援 会	内 山 計 司	事 務 局
今 利 一	富 良 野 市 議 会 議 員	今 利 一 市 政 調 査 会	今 利 一	上 川 支 所

北海道選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。

平成14年5月17日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

(平成14年3月分)

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者	資 金 管 理 団 体 の 名 称	異 動 事 項	新 異 動	内 容	届 出 先
氏 片 平 一 義 介	石 狩 市 議 会 議 員	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	新	石 狩 市 花 川 北 7 条 2 丁 目 33 - 1	石 狩 支 所
田 岡 克 介	石 狩 市 議 会 議 員	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		田 岡 克 介 後 援 会	同
堀 内 城 城	江 別 市 議 会 議 員	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		江 別 市 文 京 台 21 - 9	同
白 川 え み 子	余 市 町 議 会 議 員	同		余 市 郡 余 市 町 黒 川 町 1088	後 志 支 所
西 村 慎 一	北 海 道 議 会 議 員	同		小 樽 市 花 園 4 丁 目 5 番 2 号	同
東 村 秀 雄	滝 川 市 議 会 議 員	同		滝 川 市 扇 町 2 丁 目 7 番 20 号	空 知 支 所
渡 辺 精 郎	同	資 金 管 理 団 体 の 名 称		わた な へ 精 郎 後 援 会	同
同	同	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		滝 川 市 緑 町 6 丁 目 4 - 4	同

成田通	秋弘	室蘭市議員	成田みちあき後援会	主たる事務所の所在地	室蘭市陣屋町4丁目2-19	室蘭市港北町1-7-25	胆振支所
水江	一弘	同	室蘭地方政治研究会	同	宮の森町3-2-19	同	同
我妻	静夫	同	わがつま静夫後援会	同	みゆき町2-7-1	同	同
千葉	光雄	釧路市議員	千葉光雄後援会	同	釧路市幸町8丁目1	釧路市緑ヶ岡4丁目8-1	釧路支所
藤原	厚	同	藤原厚後援会	同	鳥取南2丁目1-47	同	同

北海道選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年5月17日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

(平成14年3月分)

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所所在地	代表者の氏名	指定取消届出先
宮北健一郎	北広島市議会議員	輪友会	札幌市中央区北3条西18丁目	宮北健一郎	事務局長 高橋康之
松野多諒	恵庭市議会議員	松野多諒友の会	恵庭市文京町1丁目19番の10	松野多諒	事務局長 石狩支所
菅原功	旭川市長	わが松子後援会	美幌市西2条南2丁目3の22	菅原功	事務局長 空知支所
高橋久毅	旭川市長	自由政経同友会	旭川市5条通12丁目 山元ビル2階	高橋久毅	事務局長 上川支所
藤原永金	稚内市議会議員	高橋毅後援会	上川郡剣淵町第2区	藤原永金	事務局長 同
村田純一	網走市議会議員	榎木永久後援会	稚内市緑5丁目41番1号	村田純一	事務局長 宗谷支所
西根辰美	釧路市議会議員	藤原金吉後援会	網走市駒場北6丁目2-10	西根辰美	事務局長 網走支所
		釧路産業政策研究会	釧路市春採7丁目10-15		事務局長 釧路支所
		にしね辰美21世紀の会	標津郡中標津町東9条南5丁目1		事務局長 根室支所

北海道選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年5月17日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

(平成14年3月分)

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	届出先
大野国夫後援会	静内郡静内町緑町5-8-1	大野国夫	平成13.8.14	日高支所

北海道選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政党支部の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年5月17日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

当該政治団体を支部とする政党の名称 政党の支部の名称
(政党本部の名称) 田中民社党本部
田中民社党北海道札幌市清田区第二支部

主たる活動区域が1以上の市町村又は行政区の区域を単位として設けられる支部であるか否かの別
事務 同

(平成14年3月分)

道人事業委員会規則

大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年五月十七日

北海道人事委員会規則二一九

大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則の一部を改正する規則
北海道人事委員会委員長 杉本 堅 治

大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則(北海道人事委員会規則二一九)の一部を次のように改正する。
別表第七号を次のように改める。

七 北方建築総合研究所
附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年五月十七日

北海道人事委員会委員長 杉本 堅 治

北海道人事委員会規則一四一四二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則(北海道人事委員会規則一四一四二)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項本庁の事項中「課長補佐」を「課長補佐 係を置かない課の主幹(人事委員会が指定するものに限る。)(」に改め、「人事係長」の下に「並びに庶務」を加え、「庁中管理係長 守衛長」を「守衛長」に、「人事課の主幹、係長及び主査 服務制度係の主幹又は主事(人事委員会が指定するものに限る。)(」を「人事課の主査」に、「広報広聴課に置かれるものを除く。)(」を「広報広聴課に置かれるものを除く。)(」に、「石炭対策室の人事担当の主幹」を「産業政策推進室の主幹」に、「農業企画室の人事担当の主幹」を「農業企画室の人事担当の主幹」

当の主幹 道産食品安全室の人事担当の主幹」に、「首席水産業専門技術員 水産林務部企画調整課研究普及室の主幹(人事委員会が指定するものに限る。)(」を「首席水産業専門技術員」に改め、同項東京事務所の事項中「参事 課長補佐」を「主幹」に改め、同項自治政策研修センターの事項中「主任教授」を「主任教授 課長」に、「教授」を「教授 課長補佐」に改め、同項文書館の事項中「副館長 首席文書専門員」を「副館長」に改め、同項アイヌ民族文化研究センターの事項の次の次のように加える。

女性相談援助センター
所長 相談課長

別表知事部局の項道立病院の事項中「総看護婦長 副総看護婦長」を「総看護婦長 副総看護婦長」に改め、同項道立精神病院の事項中「総看護長 総看護婦長」を「総看護婦長」に改め、同項衛生研究所の事項中「副所長 総務部長」を「副所長 センター長 企画総務部長」に改め、同項小児総合保健センターの事項中「総看護婦長」を「総看護婦長」に改め、同項肢体不自由児総合療育センターの事項中「総看護婦長」を「総看護婦長」に改め、同項児童相談所の事項中「庶務課長」を「地域支援課長」に改め、同項中

女性相談援助センター	所長 庶務課長
企業誘致東京事務所	所長 副所長 人事担当の主幹
大阪事務所	所長 副所長 人事担当の主幹

大阪事務所 所長 副所長 人事担当の主幹
同項道有林管理センターの事項を次のように改める。

森づくりセンター	所長 次長 管理課長
----------	------------

別表知事部局の項土木現業所の事項中「ダム建設事務所 流域下水道事務所」を「ダム建設事務所」に改め、同項寒地住宅都市研究所の事項中「寒地住宅都市研究所」を「北

方建築総合研究所」に、「総務部長」を「企画総務部長」に改め、同項札幌医科大学の事項中「事務局長」を「事務副局長 病院事務長」に、「課長」を「課長 参事」に、「会計室長 相談室長 物流管理センター所長」を「人事担当の主任」に改め、同表教育庁の項本庁の事項中「部次長 部副長」を「同表 教育指導課」に、「係長(文書法人係長及び調整係長を除く。)及び主任(人事委員会が指定するものに限る。)」を「並びに庶務及び人事服務に係る事務を担当する主任」に、「職員係」を「総務課」に、「教育政策室の主任」を「教育政策課の主任 企画総務課の主任(課に置かれるものを除く。)及び主任(人事委員会が指定するものに限る。) 定数管理係 主任(総務課の主任)に改め、同項教職員総務センターの職員中「総務課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、

調査委員会公表

監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から次のとおり監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により公表する。

平成14年5月17日

北海道監査委員 山崎正隆
 北海道監査委員 岡本修一
 北海道監査委員 前田榮一
 北海道監査委員 徳永光孝

包括外部監査の結果に関する報告
 平成14年3月29日

北海道監査委員 山崎正隆様
 北海道監査委員 岡本修一様
 北海道監査委員 前田榮一様

包括外部監査人 旗本道男

第1 外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び北海道外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(ケース)

2. 1 外部監査の対象

財団法人北海道農業開発公社及びこれに係る北海道の財務
 ・財団法人北海道農業開発公社(本所、道央支所、上川支所、十勝支所、根室支所、北見支所及び十勝育成牧場)
 ・北海道(農政部及び上川支庁)

注 括弧内は監査を実施した事業所等である。

2. 2 監査対象期間

原則として平成12年度(必要に応じて平成8年度から平成11年度の執行分)

3 特定の事件(ケース)を選定した理由

財団法人北海道農業開発公社は、北海道の農業振興と農業経営の発展向上等に資するため、農業経営規模の拡大や生産性の向上、農村の整備開発等に係る諸事業を総合的に推進し、もって北海道農業の近代化を図ることを目的に設立された財団法人であり、北海道は同公社に基本財産の39.5%を出捐しているほか、平成12年度には補助金等として約140億円以上を交付している。

農業は、北海道の基幹産業の一つであり、同公社の事業の成否によっては、北海道農業の発展及び道財政に大きな影響を与えることから当該ケースを選定した。

4 外部監査の方法

4. 1 監査の要点又は監査の着眼点

財団法人北海道農業開発公社と当該団体に補助金等を支出している北海道に分けて下記の観点から監査を実施した。

4. 1. 1 財団法人北海道農業開発公社

主として平成12年度の財務諸表項目を対象として、実在性、網羅性、評価の妥当性、収入及び支出の期間帰属の適正性、表示の妥当性及び取引記録の正確性の観点から、証拠突合、固定資産実査等を実施したほか、補助金交付額算定の根拠となる補助対象経費を対象として、補助対象経費の範囲の妥当性、複数事業に対する配賦計算の妥当性を検討した。また、補助対象経費以外の支出についても、補助金受入団体として、目的に適合した支出がなされているかどうかを検討した。

4. 1. 2 北海道

補助金について、補助金交付要綱、補助金交付申請書、交付決定書、事業実績報告書等を対象として補助金交付手続の妥当性を検討するとともに、財団法人北海道農業開発公社の決算書等の開示状況について検討した。

4. 2 監査場所の選定基準

監査目的を達成するため、事業内容と事業量を勘案して選定した。

5 外部監査の実施期間

平成13年8月6日から平成14年3月15日

- 6 監査の実施体制
6. 1 包括外部監査人
公認会計士 篠 本 道 男
6. 2 包括外部監査人補助者
公認会計士 藤 江 正 祥
公認会計士 山 本 剛 司
公認会計士 齊 藤 寿 徳
公認会計士 水 野 克 也
公認会計士 出 雲 栄 一
- 7 利害関係
包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により、記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1 はじめに
北海道における農業は、開拓以来、厳しい気象条件や不適な土壌を近代的な農業技術の導入等で補い、今日、我が国最大の食料供給基地として重要な地位を築いている。統計的にみると、北海道の農業粗生産額は1兆574億円（平成11年度）で、全国に占めるシェアは11.2%となっており、生産額が漸減傾向にあるのに対して、全国シェアは逆に漸増傾向にある。内訳としては、米・野菜などの耕種部門5,993億円、生乳・肉用牛などの畜産部門4,578億円、その他3億円となっており、全国平均に比較して、畑作や酪農等の土地利用型農業の比率が高いという特徴がある。これは、北海道においては広大な土地資源を活用し、大規模で専業的な農家を主体とした農業が展開されていることの現れである。また、農業は生産資材、農業機械、食品加工、運輸・流通など他産業と広範な結びつきがあり、地域経済を支える基幹産業として依然として極めて重要である。道内総生産に占める農業の割合は、低下傾向にあるものの平成10年で2.8%となっており、全国平均の2倍となっている。

今後の北海道農業を考えると、農業就業者の減少と高齢化並びに農産物の価格競争の国際化など対処しなければならない課題は多い。これらは、同時に日本農業に突きつけられた課題でもある。人口増加等を背景とした全世界の中長期的な食料需給予想と国内における食料自給の問題を重ね合わせると、北海道における農業問題は単に北海道だけの問題ではない。

北海道の一般会計予算3兆1,914億円（平成13年度当初予算）のうち、農政部所管予算は2,840億円で、その割合は8.9%となっている。主な内訳は、農業農村整備事業費1,510億円、土地改良指導費584億円などとなっている。

このうち、財団法人北海道農業開発公社（以下「公社」という。）は、道費補助事業として、農地流動化対策事業、農村施設整備事業及び畜産振興事業の諸事業を実施している。また、北海道等からの受託事業として農用地開発整備事業を行っている。公社は、設立以来30年、北海道、市町村、農業経営者及び農業協同組合とを結ぶ重要な役割を担い着実な経営を行い、事業規模の拡大と財務基盤の確立に努めてきている。農地流動化対策事業においては、農地保有合理化法人として平成12年度は約170億円の事業を行い、当該事業規模は北海道における農地の移転総面積の58.7%に達している。農村施設整備事業においては、畜産基盤再編総合整備事業及び畜産環境整備特別対策事業を中心に、事業主体として市町村及び農業者との調整を図り、国及び北海道からの補助金（約118億円）の交付を受けつつ事業を遂行している。

平成12年度における事業規模は、公社の財務諸表によると、事業収入325億円、補助金収入145億円等であり、収入合計は477億円となっている。

2 財団法人北海道農業開発公社の概要

2. 1 設立の経緯

公社は、北海道農業振興のための諸事業を総合的に実施する公益法人として、北海道、北海道生産農業協同組合連合会及び社団法人北海道酪農開発事業団の三者によって昭和45年6月1日、札幌市に設立された。

公社は、農地流動化対策事業、農村施設整備事業、農用地開発整備事業、畜産振興事業及び農業に関する調査研究開発等の業務を実施している。

2. 2 北海道との関係

2. 2. 1 出捐の状況

北海道から公社への出捐の状況は、【表2-1】のとおりである。

【表2-1】出捐の状況

（単位：百万円、%）

区 分	平成12年度末残高	北海道の出捐額	出 捐 割 合
基 本 財 産	252	100	39.5
強 化 基 金	450	450	100.0
体 制 強 化 基 金	800	150	18.8
運 用 財 産			
畜 産 振 興 資 金	603	239	39.7
農 業 機 械 整 備 基 金	900	738	82.1
合 計	3,006	1,678	55.8

（資料元）公社作成資料
注 出捐割合に法的な意味はないが参考までに記載した。

2. 2. 2 事業費の貸付状況
北海道から公社への事業費の貸付の状況は、【表2 - 2】のとおりである。
【表2 - 2】事業費の貸付の状況

事業名	金額	年利	率
農地保有合理化促進対策資金	87百万円		無利子

注 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第34条に規定する無利子資金の貸付けである。

2. 2. 3 補助金の交付状況

北海道から公社への補助金の最近5会計年度の補助事業別交付実績状況は【表2 - 3】のとおりである。

【表2 - 3】補助事業別交付実績一覧表

(単位：百万円)

事業名	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	合計
耕種型リーヌ農場事業	5	14	26	3	1	50
農場リーヌ円滑化事業	246	298	135	209	327	1,217
農地保有合理化事業	1,394	1,698	2,016	2,169	2,273	9,554
農地保全管理緊急促進対策事業	-	-	-	10	35	46
農地流動化対策事業小計	1,647	2,011	2,178	2,393	2,638	10,868
優良繁殖雌牛活用促進事業	37	37	37	27	25	165
畜産振興事業小計	37	37	37	27	25	165
団体営草地開発整備事業	85	3	18	15	68	192
農業公社牧場設置事業	752	687	472	273	352	2,539
団体営公共牧場整備事業	15	46	29	23	-	114
小規模草地開発整備事業	6	3	-	-	-	9
畜産基盤再編総合整備事業	5,921	8,075	7,743	7,345	6,735	35,820
資源リサイクル畜産環境整備事業小計	2,136	3,561	4,892	4,273	4,725	19,590
農村施設整備事業小計	8,917	12,377	13,156	11,931	11,882	58,267
合計	10,602	14,426	15,373	14,352	14,546	69,301

(資料元) 北海道農政庁作成資料

注1 上記の事業名は北海道による事業名であり、団体営草地開発整備事業、団体営公共牧場整備事業及び小規模草地開発整備事業を公社では団体営草地開発整備事業として取り扱っている。また、上記の資源リサイクル畜産環境整備事業について、公社では資源リサイクル畜産環境整備事業、畜産経営環境整備事業及び畜産環境整備特別対策事業に分けて管理している。以下本報告書では

公社で使用している名称で記載する。
2 小計欄の事業名は公社における事業名である。

2. 2. 4 契約の状況

(1) 契約実績

公社の北海道からの業務受託等に係る契約実績は【表2 - 4】のとおりである。

【表2 - 4】業務受託等の契約実績

(単位：百万円)

種別	平成12年度実績	備考
請負工事	2,701	農用地開発整備事業
調査受託	210	農用地開発整備事業
業務受託	21	北海道立農業大学校研修部門に係る農業機械研修の指導運営業務
合計	2,932	-

(資料元) 公社作成資料

(2) 契約形態

北海道は、公社との契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の②を適用して随意契約により行っている。その理由として、工事については、発注している一部の草地整備改良や客土の工事は、一般の土木工事で異なり、①「ブラツシューカー：草地の耕起を行う機械」(民間の保有台数が限られている)②「ステアアツプローター：耕作土と客土を攪拌する機械」(公社が独自に開発し民間では保有していない)等特殊な作業機械を必要とするなど、民間企業の施工能力だけでは対応できないため、また、委託については、その業務内容から他の業者では対応できないため、となっている。

2. 2. 5 保証契約等資金援助関係

公社が借入を行う際には、北海道が金融機関に対して保証書(損失補償契約書)を差入れている。その内訳は【表2 - 5】のとおりである。

【表2 - 5】北海道による公社借入金に対する損失補償契約

(単位：百万円)

事業名	借入先	金額
農地保有合理化事業	北海道信用農業協同組合連合会	60,062
農地保有合理化事業	社団法人全国農地保有合理化協会	640
合計	計	60,703

(資料元) 公社作成資料

注 【図2-7】における「部長」とは本所の設計管理室長、総務部長、事業管理部長、農用地部長、農村施設部長、農場整備部長及び畜産部長を指している。なお、上記機構図のほかに道央支所以外の支所には機械センターがある。

- 2. 4 財務諸表の推移
- 2. 4. 1 比較収支決算総括表

最近5事業年度の収支の状況を要約したものが【表2-8】である。主な増減要因は注記したとおりである。

【表2-8】収支の推移

(単位：百万円)

区分	事業名	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
収入合計	農地流動化対策事業(うち補助金)	10,578(1,780)	10,579(2,100)	10,065(2,230)	9,807(2,429)	17,089(2,686)
	農村施設整備事業(うち補助金)	14,642(8,918)	19,330(12,377)	19,669(13,156)	17,589(11,838)	17,885(11,976)
	農用地開墾整備事業	11,662	14,619	14,768	14,036	11,710
	畜産補助事業	495	472	466	424	389
	うち補助金	(5)	(4)	(2)	(2)	(1)
	農業機械化研修事業	106	106	90	90	-
	総括管理部門	696	750	737	794	519
	一般会計合計	38,181	45,858	45,797	42,652	47,624
	特別会計	102	191	285	123	170
	総計	38,284	46,050	46,082	42,775	47,794
支出合計	農地流動化対策事業	10,578	10,579	10,065	9,807	17,089
	農村施設整備事業	14,642	19,330	19,669	17,589	17,885
	農用地開墾整備事業	11,662	14,619	14,768	14,036	11,710
	畜産振興事業	495	472	466	424	389
	農業機械化研修事業	106	106	90	(注3)-	-
	総括管理部門	680	646	685	750	533
	一般会計合計	38,165	45,735	45,746	42,608	47,607
	特別会計	102	191	285	123	170
	総計	38,268	45,947	46,031	42,731	47,777
	運用財産繰入(注4)	16	103	51	44	16

(資料元)平成8年度から平成12年度事業報告書

- 注1 農地流動化対策事業収入が平成12年度に大きく増加しているが、これはカット・ウルグアイ・ラウンズの関係から平成7年度に購入した経営転換タイアの農用地を平成12年度に売却したことによるものである。
- 注2 農村施設整備事業収入が平成9年度及び平成10年度において大きく増加しているが、これは景気対策により国及び北海道の補正予算が組まれたことによるものである。
- 注3 農業機械化研修事業は平成10年度で終了している。
- 注4 運用財産繰入は、収支差額の発生額である。
- 注5 本表の補助金収入と【表2-3】の補助金交付実績との差異は北海道の予算年度と公社の事業

実施年度に差があることによる。

- 2. 4. 2 比較貸借対照表

最近5事業年度の貸借対照表を要約したものが【表2-9】であり、主な増減要因は注記したとおりである。

【表2-9】貸借対照表の推移

(単位：百万円)

科 目	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
I 流動資産	60,011	73,015	81,719	87,211	86,834
1 預金	11,739	14,041	13,626	14,770	14,414
2 有価証券	0	0	800	500	500
3 事業資産(注1)	46,652	57,935	66,200	71,004	71,033
4 その他	1,619	1,038	1,091	935	886
II 繰延資産	367	472	661	691	769
1 繰延勘定	367	472	661	691	769
III 固定資産	1,666	1,753	2,041	2,035	2,086
1 有形固定資産	1,567	1,653	1,939	1,931	1,982
2 その他固定資産	98	100	101	103	104
IV 運用資産	5,725	6,089	6,409	6,614	6,743
1 基本財産運用勘定	203	209	217	242	252
2 基金運用勘定	1,744	2,429	2,487	2,493	2,493
3 資金運用勘定	3,778	3,450	3,704	3,878	3,996
資産の合計	67,771	81,331	90,832	96,552	96,432
I 流動負債	48,151	60,247	67,328	71,790	71,037
1 事業借入金(注1)	41,137	49,474	56,701	63,036	62,516
2 事業負債	5,744	7,376	6,737	6,283	6,439
3 その他	1,269	3,396	3,889	2,471	2,081
II 固定負債	16,053	16,722	19,025	20,207	20,814
1 資金勘定	4,274	4,060	4,522	4,732	4,931
2 諸引当金勘定(注2)	11,778	12,661	14,503	15,474	15,882
負債合計	64,205	76,970	86,353	91,998	91,851
III 資本	3,566	4,361	4,478	4,554	4,580

1 基本財産	203	209	217	242	252
2 その他	3,363	4,152	4,261	4,311	4,328
負債及び資本の合計	67,771	81,331	90,832	96,552	96,432

(資料元) 平成8年度から平成12年度事業報告書

注1 事業資産及び事業借入金が大きく増加しているが、これは経営転換タイプの農用地取得が平成7年度から平成12年度にかけて実施されていることによるものである。

2 平成9年度から平成11年度にかけて諸引当金勘定が大きく増加しているが、これは事業の規模が拡大したことと経営成果としての収支差額が増加したことによるものである。

- 2. 5 監査対象財務諸表の概要
- 2. 5. 1 収支決算総括表

監査対象の収支決算総括表は【表2-10】のとおりである。

【表2-10】平成12年度収支決算総括表(要約)

(単位: 百万円)

区	分	収			入			支			出			運用財産繰入
		事業収入	補助金	事業外収益	合計	直接事業費	事業管理費	間接管理費	合計	事業外費用	合計			
一般	農地合理化対策事業	14,017	2,349	-	16,367	15,695	379	292	-	16,367	-	-	-	-
	農地合理化対策事業	1	-	-	1	0	0	-	-	1	-	-	-	-
	農地合理化対策事業	340	336	-	677	658	11	6	-	677	-	-	-	-
	農地合理化対策事業	43	-	-	43	43	-	-	-	43	-	-	-	-
	計	14,403	2,688	-	17,089	16,397	392	299	-	17,089	-	-	-	-
	畜産基礎再編事業	3,369	6,753	-	10,123	9,468	654	-	-	10,123	-	-	-	-
	畜産基礎再編事業	1	3	-	5	4	0	-	-	5	-	-	-	-
	畜産基礎再編事業	1,944	4,548	-	6,492	6,075	417	-	-	6,492	-	-	-	-
	畜産基礎再編事業	108	249	-	352	329	22	-	-	352	-	-	-	-
	計	20,173	26,292	-	46,465	45,871	1,435	299	-	46,465	-	-	-	-

備	公	社	牧	場	設	置	事	業	計	業		計	業	計	業	計	業	計	
										畜産	振興								
421	352	-	774	724	50	-	774	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
69	68	-	137	129	7	-	137	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5,909	11,976	-	17,885	16,732	1,152	-	17,885	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11,675	-	34	11,710	9,403	1,713	553	11,710	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
387	1	-	389	256	106	26	389	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	549	549	-	779	△879	632	533	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32,375	14,664	584	47,624	42,791	4,144	-	47,607	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
170	-	-	170	145	24	-	170	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32,545	14,664	584	47,794	42,937	4,168	-	47,777	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(資料元) 平成12年度事業報告書

注 本報告書の表中における事業名の記載にあたっては特に断りのない限り以下の略称を使用している。

- 農地合理化事業 = 農地保有合理化促進事業
- 生産法人育成事業 = 農業生産法人出資育成事業
- 経営体育成事業 = 大規模経営体育成事業
- 畜産基礎再編事業 = 畜産基礎再編総合整備事業
- 資源環境整備事業 = 資源リサイクル畜産環境整備事業
- 畜産環境整備事業 = 畜産環境整備特別対策事業
- 畜産経営環境事業 = 畜産経営環境整備事業
- 公社牧場設置事業 = 農業公社牧場設置事業
- 団体草地整備事業 = 団体草地開発整備事業
- 農業活性化事業 = 農業経営活性化特別対策事業

2. 5. 2 貸借対照表

監査対象の貸借対照表は【表2-11】のとおりである。

【表2-11】平成12年度末貸借対照表(要約)

(単位: 百万円)

科	資		産		の		部	
	目	計	目	計	一般	特別	会計	会計
I 流動資産		86,834		86,804				29
1 預	金	14,414		14,414				0

2	有価証券	500	500	-
3	事業債権 事業未収金	276 276	276 276	- -
4	雑資産 仮払金 職員貸付金	243 21 221	243 21 221	- - -
5	特別勘定 収益事業元入金 特別会計繰入資金	139 122 16	139 122 16	- - -
6	経過勘定 前払費用 未収収益 貸付牛未収利息	228 75 77 74	198 75 48 74	29 - 29 -
7	事業資産 貸付牛 棚卸資産 留保資産 農作業受委託貸付金 法人資産	71,033 2,023 67,978 919 24 87	71,033 2,023 67,978 919 24 87	- - - - - -
II	繰延資産	769	25	743
1	繰延勘定 草地改良費 草地機械費 地域活性化交付資金	769 22 3 743	25 22 3 -	743 - - 743

(資料元)平成12年度事業報告書

(単位:百万円)

資 産		の		
科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計	
III 固定資産	2,086	2,086	-	-
1 有形固定資産 建物構築物 農業開発機械 機械器具	1,982 2,158 1,101 119	1,982 2,158 1,101 119	- - - -	- - - -

車輦運搬具 什器備品 肉用牛 減価償却引当金 土地	437 48 6 △2,672 782	437 48 6 △2,672 782	- - - - -
2 その他固定資産 外部出資 電話加入権 借地権 差入保証金	104 58 3 14 27	104 58 3 14 27	- - - - -
IV 運用資産	6,743	2,979	3,763
1 基本財産運用勘定 基本財産運用預け金	252 252	252 252	- -
2 基金運用勘定 強化基金運用預け金 体制強化基金預け金 開募基金運用預け金 農業経営更新基金運用預け金 農業活性化基金運用預け金 担い手確保基金運用預け金	2,493 450 800 643 200 200 200	2,293 450 800 643 200 - 200	200 - - - - 200 -
3 資金運用勘定 地域活性化資金運用預け金 農地流動化預け金 機能強化積立預け金 大規模経営体基金運用預け金 保有農用地整備資金運用預け金 農業法人育成運用預け金	3,996 3,563 60 41 31 200 100	433 - 60 41 31 200 100	3,563 3,563 - - - - -
資 産 の 合 計	96,432	91,897	4,535

(単位:百万円)

負 債 及 び 資 本 の		部	
科 目	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計
I 流動負債 1 事業債務 事業未払金	71,037 966 958	71,020 966 958	16 0 0

事業前受金	7	7	-
雑 負 債	648	648	0
反 受 金	21	21	0
職員預り金	626	626	-
3 特別勘定	139	122	16
非収益事業元入金	122	122	-
一般会計受入資金	16	-	16
4 経過勘定	327	327	-
未払費用	326	326	-
前受収益	0	0	-
5 事業借入金	62,516	62,516	-
6 事業負債	6,439	6,439	-
家畜反受補助金	408	408	-
家畜導入基金	2	2	-
家畜譲渡予納金	101	101	-
農場概算金	5,839	5,839	-
小 計	6,352	6,352	-
法人負債	87	87	-

(単位：百万円)

科 目	負債及び資本の部		特別会計
	合計	一般会計	
II 固定負債	20,814	16,495	4,318
1 資金勘定	4,931	612	4,318
地域活性化資金	4,318	-	4,318
農地流動化預り資金	60	60	-
機能強化積立資金	41	41	-
大規模経営体事業基金	31	31	-
保有農用地整備資金	200	200	-
更新牛対策資金	179	179	-
農業法人育成運用資金	100	100	-
2 諸引当金勘定	15,882	15,882	-

引当金勘定	8,250	8,250	-
準備金勘定	7,632	7,632	-
負 債 合 計	91,851	87,516	4,335
III 資 本	4,580	4,380	200
1 基本財産	252	252	-
2 強化基金	450	450	-
3 体制強化基金	800	800	-
4 開発基金	643	643	-
5 農業経営更新基金	200	200	-
6 農業活性化基金	200	-	200
7 担い手確保対策基金	200	200	-
8 運用財産	1,834	1,834	-
畜産振興資金	603	603	-
農業機械整備基金	900	900	-
繰 入 金	330	330	-
前期繰越金	314	314	-
当期繰入額	16	16	-
負債及び資本の合計	96,432	91,897	4,535

第3 外部監査の結果

1 総評

平成12年度の公社作成の財務諸表、すなわち収支決算書及び貸借対照表を中心に監査を行った。

公社は民間企業の会計基準と公益法人の会計基準とをミックスしたもものから毎期の決算書を作成することを意図してきたが、両者の要請を同時に満たすことは不可能なため、当該決算書には独自性が見られ、理解することが難しくなっている。

そこで、包括外部監査人は公益法人会計基準に準拠した決算書（同基準においては「計算書類」という。）を作成し公社作成の決算書と併記することによって、公社の会計の独自性を明らかにするとともに、公益法人会計基準に準拠した適正な計算書類の必要性について指摘し、併せて公社内部における部門間取引の消去、繰延資産の貸借対照表計上の妥当性、資金勘定、引当金及び準備金計上の妥当性等について改善すべき事項

を記載した。
次に、公社が行っている諸事業について事業実施手続の検討を行ったところ、農業経営活性化特別対策事業（特別会計）、農用地開発整備事業及び畜産振興事業について、それぞれ改善すべき事項が見られた。

また、経費等の支出について、補助金受入団体として目的に適った支出がなされているか否かについて検討を行った結果、主に業務推進費及び調査研究費等の支出の一部に改善すべき事項が見られた。

なお、公社の全般的な運営状況については、平成7年度以降平成12年度までガット・ウルグアイ・ラウンド対策並びに国及び北海道の補正予算を背景として事業規模は拡大傾向にあり、特に問題は見受けられない。事務処理状況についても仕訳伝票の起票、承認、コンピュータへの入力は適切に実施されており、証拠の保管も整然としており適切である。

他方、公社に対して補助金等を交付している北海道を対象として補助金交付手続の妥当性及び公社の決算書等の開示状況を検討したところ、平成9年度以降は各事業年度の決算書等が議会に提出されたいなかったことから改善すべき事項として記載した。

2 公社に関する事項

2. 1 財務諸表の修正

2. 1. 1 準拠すべき会計基準

公社は経理規程において、準拠すべき会計基準及び毎年度の決算書を次のとおり定めている。

・会計事務は、企業会計原則及び公益法人会計基準に準拠して処理する。（経理規程第2条）

・決算書は(1)財産目録、(2)貸借対照表、(3)収支決算書及び(4)その他附属諸表から構成される。（経理規程第66条第2項）

これによると公社の会計は、企業会計原則と公益法人会計基準の両者に準拠することとなっており、実際、両基準を意識した会計処理が実施されている。

また、毎年度作成される決算書についても、両基準において必須なものを作成するよう努力しているが、対象とする法人が全く異なることから、両基準の要請を同時に満たす決算書を作成することは不可能である。

他方、公社は公益法人であるので、主務官庁から特別の法令で定められた会計基準等を示されていない場合、基本的には公益法人会計基準に準拠する必要がある。

公益法人は予算会計を基礎とすることから、収支計算書が必要な決算書の一つとなっているが、公社が作成している収支決算書（収支決算総括表を含む。）には、借入金の増減や基金及び特定預金等の増減が計上されおらず、公益法人会計基準が求める収支計算書からは大きく乖離したものである。

また、貸借対照表の負債の部に計上されている引当金及び準備金は、公社が独自に計算しており、企業会計原則又は公益法人会計基準に準拠して計上しているとは言い難い。以下では後述の財務諸表の修正を織り込み、かつ公益法人会計基準に準拠して作成した収支計算書（要約）及び貸借対照表（要約）を公社作成の収支決算総括表（要約）及び貸借対照表（要約）と併記した。

なお、包括外部監査人が作成した収支計算書（要約）及び貸借対照表（要約）は、【表3-3】記載の前提のもとに作成した。

【表3-1】収支決算書と収支計算書

（単位：百万円、%）

科 目	公社作成の収支決算書		包括外部監査人作成の収支計算書	
	金額	構成比	金額	構成比
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	-	-	1	0.0
2 事業収入(注1)	32,545	67.6	23,349	31.4
3 補助金等収入	14,664	30.5	15,429	20.8
4 借入金収入(注2)	-	-	18,982	25.5
5 その他収入	584	1.2	1,185	1.6
当期収入合計(A)	47,794	99.3	58,948	79.3
前期繰越収支差額(注3)	314	0.7	15,389	20.7
収入合計(B)	48,108	100.0	74,338	100.0
II 支出の部				
1 事業費(注4)	42,937	89.3	33,240	44.7
2 管理費	4,168	8.6	6,415	8.6
3 借入金返済支出(注2)	-	-	19,444	26.2
4 その他支出	671	1.4	1,363	1.8
当期支出合計(C)	47,777	99.3	60,464	81.3
当期収支差額(A-C)	16	0.0	△1,516	△2.0
次期繰越収支差額(B-C)	330	0.7	13,873	18.7

注 公社作成の収支決算書と包括外部監査人作成の収支計算書との金額の相違は主として下記要因による。

- 1 包括外部監査人作成の収支計算書では内部取引（6,836百万円）を消去するほか、工事補償引当金戻入（1,027百万円）及び担い手・中山間対策引当金戻入（682百万円）を事業収入から控除している。
- 2 包括外部監査人作成の収支計算書では借入金収入及び借入金返済支出をそれぞれ総額で収支計算書に反映させている。

3 前期決算書を対象として公益法人会計基準を適用したことによる繰越収支差額である。
 4 包括外部監査人作成の収支計算書では内部取引(6,836百万円)を消去するほか、工事補償引当金繰入(916百万円)及び担い手・中山間対策引当金繰入(1,264百万円)を事業費から控除している。

【表3-2】貸借対照表

(単位：百万円、%)

科 目	公社作成の貸借対照表		包括外部監査人作成の貸借対照表	
	金額	構成比	金額	構成比
【資産の部】				
I 流動資産	86,834	90.0	77,600	86.7
1 現金預金	14,414	14.9	14,614	16.3
2 有価証券	500	0.5	500	0.5
3 棚卸資産(注1)	71,033	73.7	61,936	69.2
4 その他流動資産	886	0.9	550	0.7
II 繰延資産	769	0.8	-	-
III 固定資産(注1)(注2)	2,086	2.2	11,916	13.3
IV 運用資産(注2)	6,743	7.0	-	-
資 産 合 計	96,432	100.0	89,516	100.0
【負債の部】				
I 流動負債	71,037	73.6	2,922	3.3
1 事業借入金(注3)	62,516	64.8	-	-
2 事業負債(注1)	6,439	6.7	958	1.1
3 その他流動負債	2,081	2.1	1,963	2.2
II 固定負債	20,814	21.6	71,435	79.8
1 長期借入金(注3)	-	-	62,603	69.9
2 資金勘定(注4)	4,931	5.1	-	-
3 諸引当金勘定(注5)	15,882	16.5	4,420	5.0
4 その他固定負債(注4)	-	-	4,410	4.9
負 債 合 計	91,851	95.2	74,357	83.1
【資本(正味財産)の部】				
1 基本金	252	0.3	252	0.3
2 その他(注5)	4,328	4.5	14,906	16.6

資本(正味財産)合計	4,580	4.8	15,159	16.9
負債及び資本(正味財産)合計	96,432	100.0	89,516	100.0

注 公社作成の貸借対照表と包括外部監査人作成の貸借対照表との金額の相違は主として下記要因による。
 1 包括外部監査人作成の貸借対照表では農場譲渡施設(5,839百万円)を農場概算金(事業負債)と相殺消去したほか、貸付牛(2,023百万円)及び留保資産(919百万円)を固定資産に振替えている。
 2 包括外部監査人作成の貸借対照表では運用資産(6,743百万円)を固定資産に振替えている。
 3 包括外部監査人作成の貸借対照表では事業借入金を長期借入金に振替えている。
 4 包括外部監査人作成の貸借対照表では資金勘定のうち地域活性化資金(4,318百万円)をその他固定負債に振替えている。
 5 包括外部監査人作成の貸借対照表では諸引当金勘定のうち引当金(2,370百万円)及び準備金(7,632百万円)をその他(正味財産)に振替えている。

【表3-3】公益法人会計基準に従った計算書類試算のための主要な前提

項 目	前 提
内 部 取 引	一般会計の事業間における収支等の法人の内部取引は、収支規模及び総資産額等を適正に表示するため消去した。 (「2.1.2 内部取引の消去」を参照)
引 当 金	会計上認められる引当金を除き、その性質に応じて正味財産等に振替えた。(「2.1.4 資金勘定、引当金及び準備金」を参照)
準 備 金	すべて正味財産へ振替えた。(「2.1.4 資金勘定、引当金及び準備金」を参照)
資 金 勘 定	負債性のある資金勘定を除き、正味財産に振替えた。(「2.1.4 資金勘定、引当金及び準備金」を参照)
預 け 金	基本金に対応する預け金のみ基本財産とし、それ以外はその他固定資産及び現金預金に振替えた。
収 支 計 算	収入と支出を相殺して表示している取引、収支決算書に含まれていない資産購入取引等が、一部の事業にあるため、総額表示に修正した。
収益事業元入金	一般会計内部での出資取引のため、非収益事業元入金(特別勘定)と相殺消去した。

非収益事業元入金	一般会計内部での出資取引のため、収益事業元入金（特別勘定）と相殺消去した。
農場譲渡施設（棚卸資産）	貸借対照表計上の妥当性がないと判断されたため、農場概算金（事業負債）と相殺消去した。
農場概算金（事業負債）	貸借対照表計上の妥当性がないと判断されたため、農場譲渡施設（棚卸資産）と相殺消去した。

（資料元）包括外部監査人作成

会社が公益法人会計基準に準拠していなかった理由として、同基準が過去において会計慣行として定着していなかったことが挙げられるが、今日、公益法人が経済社会において重要な役割を担うに至って、主務官庁である北海道がその実態を適切に評価し、同時に適正な指導監督等を強力に推進していくためには、一定期間における活動の成果と一定時点における財政状態を適正な計算書類で明らかにすることが必要である。

実際【表3-1】及び【表3-2】のとおり公社作成の財務諸表と公益法人会計基準に準拠した計算書類とを比較すると、事業収入は32,545百万円ではなく23,349百万円に、資産合計は96,432百万円ではなく89,516百万円に、正味財産の割合は4,580百万円ではなく15,159百万円になり、正味財産の資産合計に対する構成比は4.8%ではなく16.9%となる。

今後は公益法人会計基準に準拠して、収支予算書、会計帳簿及び計算書類を作成する必要がある。

2. 1. 2 内部取引の消去

公社の取引の中に、各事業部が実施事業における工事の一部を、農場整備部に発注しているために発生する事業相互間の取引がある。この結果、公社の収支決算総括表は収入及び支出がそれぞれ6,836百万円両建て計上されている（なお、十勝育成牧場から農村施設部に委託されている草地改良については十勝育成牧場で繰延資産として計上し、8年で償却する一方、農村施設部では工事を完了年度に全額収入計上しているため収入と支出との間に若干の差異が生じている。）。

公社の収支規模及び繰延資産額等を適正に表示するため、決算書を作成するにあたって内部取引額を消去する必要がある。

なお、一般会計における事業相互間の取引の内容は【表3-4】のとおりである。
【表3-4】一般会計における事業相互間取引

（単位：百万円）

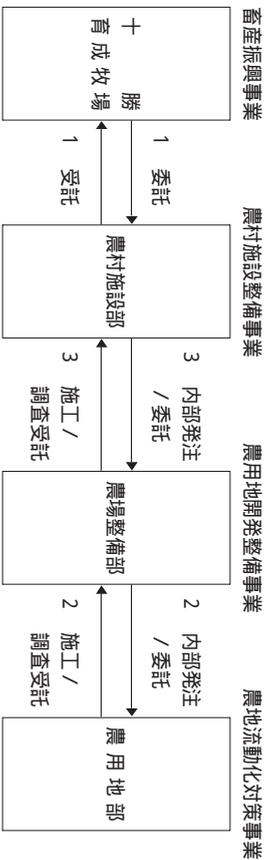
番号	取引内容	取引金額	会計処理
1	十勝育成牧場（畜産振興事業）では草地改良を農村施設	7	【十勝育成牧場】「繰延資産」として計上し、会計上8年で償却する。

2	設部（農村施設整備事業）に委託している。	8	【農村施設部】「団体草地整備事業」受託収入、として計上する。
3	農村施設部（農村施設整備事業）では草地造成・整備改良及び測量試験調査を農場整備部（農用地開発整備事業）に内部発注している。	6,820	【農場整備部】「直営施工収入」又は「調査受託事業収入」として計上する。 【農村施設部】「農場リース事業費 / 農地整備費」又は「農場リース事業費 / (略) 測量試験費」として計上する。
計		6,836	

（資料元）公社作成資料

以上の関係を図示すると【図3-5】のとおりである。

【図3-5】



（資料元）包括外部監査人作成

注【表3-4】の番号と対応している。

2. 1. 3 繰延資産の貸借対照表計上の妥当性

繰延資産とは、その支出の効果が将来にわたって及び場合、適正な期間損益計算を行うために、その支出額を貸借対照表に計上するものである。

一方、公社の特別会計に繰延資産として計上されている地域活性化交付資金（743百万円）は、農業協同組合の固定化債権を長期に亘り貸倒処理するために、地域農業活性化基金より農協に交付した資金を資産計上したものである。

しかし、この地域活性化交付資金は、その支出の効果が将来にわたって及びという性格のものではなく、繰延資産の上記定義に照らし考えてみると、繰延資産には該当しない。また、この支出額は、基金の運用益によって穴埋めされていくものであり、農協に

対する債権ではない。

従って、地域活性化交付資金は会計上、貸借対照表に計上すべき性格のものではなく、農協への交付時に「交付金支出」として処理すべきであった。

2. 1. 4 資金勘定、引当金及び準備金

公社作成の貸借対照表の固定負債の部には、多数の資金勘定（4,931百万円）、引当金（8,250百万円）及び準備金（7,632百万円）が計上されている（3勘定の合計は20,814百万円）。

しかし、この中には会計上の資金勘定、引当金及び準備金に該当しないものが含まれているため、以下で個別に検討する。

・資金勘定

資金勘定（預り金）とは、元本やその運用益を事業の支出に充てるため、相手からいったん金銭を受入れ、後日その者又はそれに代わる第三者に返還すべき債務をいう。

当該定義から判定すると機能強化積立資金（農地保有合理化法人機能強化事業の事業費に充てるために、資本から繰り入れたもの：41百万円）、保有農用地整備資金（公社保有農用地の整備費に充てるために、資本から繰り入れたもの：200百万円）、更新牛対策資金（畜産振興事業全体の支出に充てるため、資本から繰り入れたもの：179百万円）及び農業法人育成運用資金（農業生産法人に現物出資するための農地取得費用に充てるため、資本から繰り入れたもの：100百万円）は外部から預かった資金ではなく、資本（正味財産）から繰り入れたものであるため、その合計額（520百万円）を負債ではなく、正味財産として処理する必要がある。

・引当金

引当金とは、将来の特定の費用又は損失に備えるため、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるところに設定するものをいう。

当該定義から判定すると、農場リース引当金（農場リース事業における資産の減価償却累計額相当を引当金計上したもので：139百万円）及び合理化兼減施設引当金（農地保有合理化促進事業等における譲渡施設資産の減価償却累計額相当を引当金計上したもので：63百万円）は資産の減価償却累計額であり、資産からの控除項目とするのが妥当である。

また、担い手確保対策事業引当金（農地売買等事業における将来の売却までに係る支出及び売却代金の前受分を引当金計上したもので：2,821百万円）のうち451百万円は売却代金の前受として前受金勘定で処理し、残額（2,370百万円）については正味財産として処理する必要がある。

・準備金

準備金とは、商法及び租税特別措置法等により、積み立てることを定められた資本金

余金及び利益剰余金をいう。従って、準備金は資本の一部であって負債ではない。なお、公益法人会計には、資本金余金及び利益剰余金という概念はなく、法令により正味財産の一部を積み立てるよう定められたものもない。

当該定義から判定すると、準備金（7,632百万円）については全額負債性はなく、正味財産として処理する必要がある。

以上、資金勘定、引当金及び準備金として合計20,814百万円が負債として計上されているが、そのうち10,522百万円については、負債性がないので正味財産として処理することが必要である。

2. 1. 5 退職給与引当金

退職給与引当金は、職員、役員及び準職員の将来の退職金支出に備えるため、退職給与規程に従い、入社時期等に対応した別表等を用いて、原則として期末要支給額を計上している。公社はさまざまな組織から、再三人員を引継いだ経緯があるため複雑な計算が必要とされており、一部の職員について別表を誤って適用したため、退職給与引当金が182百万円過大に計上されている。

会計上修正が必要である。

2. 1. 6 工事補償引当金

工事補償引当金は、公社の内部基準によれば農用地開発整備事業の植栽等の補修、改修及び農村施設整備事業に係る補償に備えるため、農用地開発事業の工事高の100分の5以内の金額と農村施設整備事業対象工事高の1.5%以内の金額の合計額を計上するよう定められている。平成12年度末における工事補償引当金残高は916百万円であり、公社の内部の基準には適合している。

しかし、上記基準は当期における工事高の一定割合以内の任意の金額を計上することとしており、合理的な基準とは認め難い。過去5年間の補修実績率を用いて算出する等の合理的な基準を検討する必要がある。

2. 2 事業実施手続

2. 2. 1 農業経営活性化特別対策事業（特別会計）

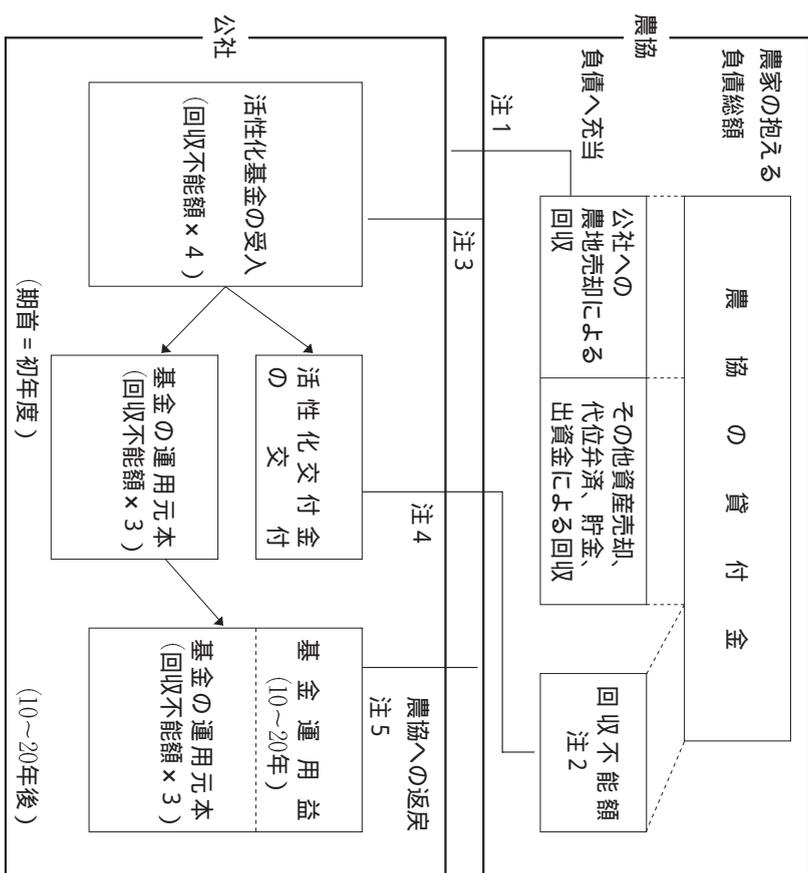
(1) 事業の概要

1) 事業の内容

昭和50年代に入り、農畜産物の輸入自由化等により農業を取り巻く環境が激しくなり、超過負債を抱えた農家が増え、この結果、農協の固定化債権も増加しその経営を圧迫するようになった。そこで、農協の固定化債権の処理を促進し、農協の財政状態の健全化と経営体質の基盤強化を図るため、農業経営活性化特別対策事業運営協議会（公社のほか、北海道、北海道農業協同組合中央会、北海道信用農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会等により構成）が事業推進主体に、公社が北海道農業協同組合中央会とともに事業実施主体になり、昭和61年より農業経営活性化特別対策事

業（以下「農業活性化事業」という。）を開始した。
 当事業は農協を中心に、市町村・農業委員会・農業団体と連携をとりつつ農地保有
 合理化事業の活用によって債務処理を行い、その際、農協の債権に貸倒れが生じた場
 合に、農協が貸倒れ額の4倍を公社に地域農業活性化基金（以下「基金」という。）
 として拠出し、この基金の運用収入により処理し、地域農業の活性化に資するとし
 た事業である。

2) 事業のスキーム
 この事業スキームを示せば、【図3-6】のとおりである。
 【図3-6】 農業活性化事業のスキーム図



(資料元) 公社作成資料に加筆して作成
 注1 農地保有合理化事業による売却である。
 注2 農協が農家に貸付けていた債権に貸倒れが発生。
 注3 農協では、回収不能額の4倍を活性化基金として公社に拠出。
 注4 公社は基金から回収不能額と同額を取崩して、活性化交付金として、農協へ

交付する。これにより、農協は回収不能額を損失処理するとともに、活性化交
 付金を収益として計上する。その結果、公社には回収不能額の3倍の資金が基
 金として残る。
 5 公社では活性化基金を北海道信用農業協同組合連合会へ預け入れて運用する。
 この運用により、当該基金が、農協が当初拠出した金額に達すると、これを農
 協へ返戻する。

なお、この基金の拠出期間（＝運用期間）については、原則として7年間であるが、
 昨今の低金利により、運用が予定どおり進んでいないため、制度の見直し等がたび
 たび行われたことにより、拠出年度に応じて、以下のように期間が分かれている。

- ① 平成7年度以前拠出分
 拠出から返戻まで約20年（定期貯金による運用で拠出額に達するまで運用しつづ
 けるため、現在の金利のままと仮定）
- ② 平成8～10年度拠出分
 拠出から返戻まで10年（北海道信用農業協同組合連合会への定期貯金により運用
 し、予定利回り（預入時の10年国債金利）と実勢利回りとの差額は経済三連（北海
 道信用農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会、北海道共済農業協同組
 合連合会（現全国共済農業協同組合連合会）が補填）
- ③ 平成11年度以降拠出分
 拠出から返戻まで15年（北海道信用農業協同組合連合会への定期貯金により運用
 し、予定利回り（1～5年目は定期貯金金利、6～15年目は預入時の10年国債金
 利）と実勢利回りとの差額は農協と経済三連が分担して補填）

(2) 基金等の状況
 最近5事業年度の農業活性化事業の年度別基金拠出額等を示すと、【表3-7】の
 とおりである。

【表3-7】年度別基金拠出の状況 (単位：戸、百万円)

年 度	発 生		残 高	
	件 数	基金拠出額	件 数	基金拠出額
平成8年度	8	201	70	2,948
平成9年度	12	572	72	2,990
平成10年度	11	928	78	3,660
平成11年度	8	275	86	3,935
平成12年度	5	463	90	4,318

(資料元) 公社作成資料

また、平成12年度末現在の基金とこれに対応する特定預金残高を発生年度別に分類した内訳は、【表3 - 8】のとおりである。なお、基金と特定預金との関係は、基金を特定預金（使途を限定した定期預金）で運用することにより、特定預金が基金拠出額に達した時点で、各農協に基金を返戻することになる。

【表3 - 8】基金と特定預金の拠出年度別残高と運用状況

(単位：戸、百万円、%)

年 度	発 生 件 数	基 金 拠 出 額	特 定 預 金 残 高	年 平 均 利 回 り
平成 2 年度	14	596	570	2.46
平成 3 年度	11	498	448	2.03
平成 4 年度	9	361	308	1.62
平成 5 年度	10	392	320	1.22
平成 6 年度	2	30	23	0.95
平成 8 年度	8	201	167	2.65
平成 9 年度	12	572	455	1.97
平成 10 年度	11	928	714	1.30
平成 11 年度	8	275	207	0.42
平成 12 年度	5	463	347	-
合 計	90	4,318	3,563	-

(資料元) 公社作成資料

注 1 年平均利回りの算定にあたっては、各年度末に拠出額を預金すると仮定した。

2 平成 8 年度拠出分より年平均利回りが高くなっているのは、前出②に記載したとおり、10年国債金利を予定利回りとして保証されているためである。

(3) 改善すべき事項

農業活性化事業は、健全な自立農家を育成し、組合員農家の経営構造と経営体質の強化を図ることにより、地域の農業振興と農協事業の健全な維持発展に寄与することを目的として、公社と北海道農業協同組合中央会が実施主体となって創設された事業である。

このうち、公社が実施主体となっている地域農業活性化対策事業については、農地保有合理化事業を利用することによって、離農希望農家の円滑な離農を促し、専業農家への農地流動化促進と優良農地の有効活用による地域農業の活性化を図ろうとするものであり、債権整理対策については農地流動化施策に付随するものである。

しかし、この農業活性化事業には、回収不能債権を抱えた農協サイドから見ると、農協が固定化債権の4倍相当額を公社へ出資（地域農業活性化基金）することにより、公社への出資金相当額を農協自らで運用していたならば、10～20年もの長期間をかけて得るべき受取利息を、回収不能債権の損失処理時に前倒しして一括で受け取ることができるといふ効果もある。

この農業活性化事業は、寄附行為第4条第1項第5号に定める事業として、業務方法書第4条に規定されている寄附行為上の目的行為であり、本事業の創設経緯に、当時の経済、社会環境からやむを得ない事情があったことは関係文書から推察できる面もあるが、今日的な経済、社会情勢を踏まえると、本事業を積極的に肯定する理由は見あたらない。

農協を取り巻く環境の変化として、平成14年4月にペイオフ解禁が予定され、農協では自己責任による回収不能債権の処理が求められており、本事業の取扱いについても関係機関で検討した結果、平成13年4月以降新たな引受けは行わないこととされているが、貸借対照表に計上されている地域活性化資金運用預け金（運用資産3,563百万円）及び地域活性化資金（固定負債4,318百万円）の取扱いについては、関係機関と協議する必要がある。

2. 2. 2 農用地開発整備事業

(1) 事業の概要

国・北海道・市町村・農協等からの請負及び農村施設整備事業等の直営施工による草地の造成・改良を主体として耕地の整備、不良土壌の改良等を行う事業であり、施工体制は下記【表3 - 9】のとおりである。

【表3 - 9】農用地開発整備事業の施工体制

項 目	施 工 体 制
技術担当職員	187名（嘱託職員を含む）
クローラトラクター等本機	165台
作業機	1,003台
公社保有機械特許等	特許権5件、実用新案権2件

(資料元) 農業開発公社の概要（平成13年度版）

(2) 事業の実績

農用地開発整備事業の事業実績は【表3 - 10】のとおりである。

【表3 - 10】平成12年度農用地開発整備事業の事業実績

(単位：百万円、比率%)

区	分	計 画	実 績	対 比
直 営 事 業	畜産 基盤 再 編 事 業	5,274	5,250	99.5
	畜産 環境 総合 整備 事 業	883	846	95.8
	草地 畜産 基盤 整備 事 業	165	169	102.3
託 業	調 査	395	562	142.3
	小 計	6,719	6,829	101.6
受 託 業	基 盤 整 備 等	3,452	3,479	100.8
	調 査	246	289	117.6
合 計	計	10,417	10,597	101.7

(資料元)平成12年度事業報告書
注 上記実績のうち「直営事業」は農地流動化対策事業(農用地部)又は農村施設整備事業(農村施設部)に係る収入計上額である。

(3) 改善すべき事項

1) 原価計算の実施について

農用地開発整備事業費用は、直接原価としての草地開発事業費、耕地整備事業費及び土層改良事業費、間接原価としての工事管理費、調査受託事業費、機械事業損失及び共通管理費から構成されるが、このうち受注した工事毎に原価が集計されているのは直接原価のみである。すなわち、直接原価については原価計算が実施されているが、間接原価については支所別の発生額が認識されているのみである。従って、現状では受注した工事毎の損益を把握できないため、今後は適切な配賦基準を定めた上で、間接原価についても配賦計算を検討する必要がある。

更に言えば、農用地開発整備事業のうち直営事業は農村施設整備事業等から直営施工として自社に発注された事業であり、外部から発注された受託事業の場合とでは、両者の原価は適正に区分計算されなければならない。そのためには間接原価を含めて受注した工事毎の原価計算が必要である。

2) 土層改良事業費の内容について

土層改良事業費には、前年度以前に実施された草地開発及び耕地整備事業等における補修工事が含まれているため、下記修正が必要である。

- ① 会社では工事補償引当金を計上していることから、引当金に対応した補修工事に係る費用はまず、工事補償引当金を充当する。

② 当該引当金を超える額は当期の費用ではないため土層改良事業費とは区分して「過年度手直し工事支出」等の科目に計上する。

3) 受託事業収入(調査収入)に係る代金回収手続について
調査収入に係る代金の回収手続に、下記の瑕疵が見受けられた。すなわち契約上の工期及び実際の引渡日と請求書作成日との間に時間的ズレのあるケースがあった。
その理由は下記のとおりである。

- ① 当初、引渡日後間もなく請求書を送付したが入金に6ヶ月を要した。
 - ② 契約書によると請求書受領後40日以内に支払を実施しない場合には遅延利息が発生する。
 - ③ 遅延利息が発生しないよう実際の入金日から逆算して請求書の日付を記載した。なお、本来徴収すべきであった遅延利息額は152千円である。
- また、請求書発行日の記載にあたり明らかに年度違いと思われるものが散見される。今後は請求書発行に当たり、発行日等のチェック体制の整備が必要である。

2. 2. 3 畜産振興事業

(1) 事業の概要

畜産振興事業には、貸付事業と育成事業がある。貸付事業には、新規就農者の経営安定や乳用牛の資質向上を図るため、乳用牛を貸付ける公社牛貸付事業と肉用牛生産近代化計画を推進する市町村等に黒毛和種などの肉専用種を貸付ける事業である肉用牛貸付事業がある。また、育成事業には、乳用牛(道内ホルスタイン種)育成事業と肉用牛(黒毛和種)育成事業があり、公社の十勝育成牧場(大樹町)で繁殖が行われている。育成事業は公社唯一の法人税法上の収益事業とされており、補助事業ではない。

乳用牛育成事業は、道内で生産された生後8ヶ月から約10ヶ月のホルスタイン種を導入(買入)して育成し、人工授精又は受精卵移植により妊娠させた後、生後26ヶ月程度の初妊牛として頒布(販売)する事業である。黒毛和種については、育成牛(ホルスタイン種)に移植する受精卵を採取したり、生産された子牛を育成し生後10ヶ月程度で頒布する場合もある。

十勝育成牧場では、平成12年度末現在で、ホルスタイン種1,053頭、黒毛和種4頭の合計1,117頭の牛が育成されている。

(2) 事業の実績

畜産振興事業の事業実績は【表3-11】のとおりである。
【表3-11】畜産振興事業の事業実績 (単位:頭、百万円、%)

区 分	計 画	頭 数	金 額	実 績	頭 数	金 額	対 比
乳肉用牛貸付事業	公社牛貸付事業	530	185	591	231	111.5	124.7
	肉用牛貸付事業	850	314	879	336	103.4	107.0
	計	1,380	500	1,470	567	106.5	113.5
乳用牛育成事業	導入(買入)	765	137	722	160	94.4	116.3
	頒布(販売)	750	305	727	311	96.9	101.8
	計	1,515	443	1,449	471	95.6	106.3
合 計	計	2,895	943	2,919	1,039	100.8	110.1

(資料元)平成12年度事業報告書

(3) 改善すべき事項

1) 棚卸資産と固定資産の区分について

会計上、育成事業にかかわる牛は、棚卸資産の「育成牛」と固定資産の「肉用牛」に区分されている。

前者には主として乳用牛、後者には黒毛和種のうち特に血統のよいものとして導入した繁殖牛(15頭)が含まれている。しかし、前者にも普通の血統をもつ繁殖用の和牛(49頭)が含まれており、これらについては、販売用ではないため、固定資産に計上し、減価償却を行うことが必要である。

2) 棚卸資産の評価について

棚卸資産の「育成牛」の評価方法は、平成3年度に税務上「個別法による原価法」から「個別法による原価法に基づく低価法」に変更されている。乳肉用牛の取引は市場取引によっており、国内外の農業情勢等により価格が大きく左右され、原価法が実態に合わないためと、当時の文書では説明されている。しかし、その後育成事業損益の平準化を図るため、必ずしも会計上は低価法を厳密に適用せず、平成5年度から平成11年度までは【表3-12】のとおり、原価でも時価でもない任意の棚卸価格を用いて決算を行っている。今後は改善が必要である。

なお、これに関連して、経理規程第50条を受けた「決算処理要領」が低価法への変更後、未改正となっているため、改正する必要がある。

【表3-12】棚卸原価と育成事業の損益の修正

年 度	期末棚卸頭数 (頭)	修正後原価 (円/頭)	算定された 価 値 (円/頭)	公社が採用した 棚卸単価 (円/頭)	決 算 値 当期損益 (千円)	修正後 当期損益 (千円)	修正による 利益増減額 (千円)

平成5年度	1,062	212,241	183,890	168,500	△48,964	△32,620	16,344
平成6年度	1,092	236,939	242,666	184,000	8,065	49,530	41,465
平成7年度	1,095	277,091	258,248	205,000	24,854	25,351	497
平成8年度	1,132	311,784	269,728	225,000	△8,060	△15,735	△7,674
平成9年度	1,139	324,129	264,109	233,338	△18,600	△34,207	△15,606
平成10年度	1,113	323,202	269,875	240,000	△12,922	△14,696	△1,774
平成11年度	1,123	320,667	286,490	240,000	△14,271	4,685	18,957
平成12年度	1,102	341,782	292,000	292,000	22,431	△29,776	△52,208

(資料元)公社作成資料をもとに包括外部監査人作成

注 「修正による利益増減額」は、「修正後原価」と「算定された時価」のいずれか小さい方と「公社が採用した棚卸単価」の単価差額に期首及び期末の棚卸頭数を乗じた金額を加減した差額で算定した。

3) 棚卸原価の計算について

棚卸原価の計算は、1頭当たりの買入価格に、各年度の育成費(飼料費、労務費及び経費)を在場率に基づき按分して計算している。しかし、育成費には固定資産に計上されている牛と棚卸資産に計上されているが繁殖用であり本来は固定資産に計上されるべき牛に対するものが含まれており、これらの牛に対応する育成費(平成12年度の概算で6百万円)については棚卸原価に按分してはならない。

4) 時価及び個別法の適用について

時価については、市場価格として存在するのが育成牛及び初妊牛であるため、この月齢に合わない牛については、両価格を月齢で比例配分し計算している。この点は、合理的と思われるが、実際の時価適用にあたっては、各月齢の頭数で加重平均した平均時価(【表3-12】の「算定された時価」)を用いている。

結果的に、時価と原価の比較にあたっては、「個別法」とはなっていない。個別法では、1頭毎に時価と原価を比較する必要がある。

5) 乳肉用牛育成事業の黒字化について

公社では十勝育成牧場における乳肉用牛育成事業を、法人税法上の収益事業とし、会計帳簿から財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)を作成して、税務申告を行っている。この財務諸表の問題点については、前述のとおりであるが、同事業は、公社の財務諸表によると、過去10事業年度のうち7事業年度で赤字である。近年は市況の回復もあり、赤字幅は小さくなってはいるが、牛海綿状脳症問題の余波が続き、肉牛価格が不安定な状況にあること等から先行き不透明な環境にあるため、黒字化に向けた検討が必要である。

ている。

また、固定資産の取得においても、農業開発機械については61.8%が、業務連絡用車両については99.4%が甲社との取引になっている。

公社と特定4社との間には、公社が公益法人であるので資本関係はないが、人的関係及び取引関係は深い。

今後、更に有効かつ効率的な委託や購買が行われるよう、より幅広く取引相手方の選定方法を検討する必要がある。

(2) 甲社との取引に係る改善すべき事項

① 固定資産及び消耗品を購入する場合は、まとめて本所で見積り合せを行った上で購入先を決定しているが、リースについては、ほとんど見積り合せを実施することなく甲社と契約している（車輜及びパソコンのリース料総額に占める甲社との取引の比率はそれぞれ88.2%、92.3%である。）。リース資産は借入金つきの固定資産購入と同様の経済的効果を有するため、固定資産購入の場合と同様に、本所でまとめて見積り合せを行うことでリース先を決定するようにし、支出の効率性を追求すべきである。

② 資材（種子）の購入にあたり、入手した複数の見積書の金額が全く同一であるにもかかわらず、社内での決裁書上で明確な理由の記載もなく、甲社と売買契約を締結しているケースが見られた。会社の説明によると、対応の良さから見積書の金額が同一であっても同社と契約しているとのことであるが、仮にそのような理由から発注先を決定したのであるならば、その決定過程を文書として残す必要がある。

2. 3. 6 水田買入事業に係る特定預金

「流動資産」の預金の中に、昭和55年度に終了した水田買入事業に係る特定目的預金があり、終了以後も毎年、特定預金として書き換えられている。

これは、当時、補助金の申請にあたり、水田売却資金の区分経理及び効率運用に関する指導があったため、一般の預金と区分して特定預金として設定したものである。しかし、この預金の取崩に関する定めがなかったため、昭和55年度に水田買入事業が終了したにもかかわらず、それ以降も引き続き特定預金のままに書き換え続けてきたものである。

すでに水田買入事業が終了してから20年余りが経過しており、特定目的の預金として設定し続ける必要性は全くなっているため、一般の定期預金にするとともに、その運用収入の取扱いについても別途検討すべきである。

2. 3. 7 資産管理

固定資産の管理にあたって、以下のような問題点が見受けられた。

- ① 定期的な実査が行われていない。
- ② 車輜や大型機械については、平成13年度から、管理番号を付すようになったが、そ

他の資産にはまだ付されていない。

③ 現物は支所にあるのに、台帳上は本社に所在する旨の記載がなされているものがあり、現物管理と台帳管理が一致していないものがある。

④ 部品等の貯蔵品については、帳簿管理は行われているが、在庫管理担当者が出勤中は倉庫の入り口が開放されているため、倉庫への出入りが自由な状態にあった。公社の事業にとって、重要な財産である有形固定資産を保全するために、以下のように改善する必要がある。

① 有形固定資産及びリース資産について定期的に実査を行う。

② 一部の資産だけではなく、資産計上されている全ての資産について、台帳上の管理番号を付すようにする。

③ 現物の保管場所と、台帳上の管理場所を一致させる。

④ 倉庫の出入りについては、在庫管理担当者等一部の担当者しか出入りできないようにするとともに（物理的遮断）、在庫の出入庫作業を行う担当者、台帳記帳や棚卸を行う担当者とを分ける（内部統制の構築）。

2. 3. 8 ふん尿処理短期堆肥化処理施設

公社がふん尿処理短期堆肥化処理の実験、調査を行うために、平成7年度から平成10年度にかけて、「ふん尿処理短期堆肥化処理施設（仮設保管施設及び機械等）」をリース契約で借り、この施設を十勝育成牧場に設置した。しかし、実験は平成10年度に終了し、リース契約が終了しているにもかかわらず、現在も同施設は撤去されずに、十勝育成牧場の中に設置されたまま、寝置き場として使用されている。

当初の目的で使用しなくなった機械等の処分については、速やかにリース契約先と協議の上、手続を進める必要がある。

2. 3. 9 更新牛対策資金の設定目的の変更

公社が作成した貸借対照表で負債の部に計上されている、「更新牛対策資金」は当初は、肉用牛を導入するための資金として設定されたものである。しかし、肉用牛育成事業が平成7年度に終了したため、目的を変更して、乳用牛育成事業、乳肉用牛貸付事業の安定のため及びリース事業の価格変動に備えるための資金として設定し続けることになった。

特定目的をもって設定された基本財産、基金、運用財産及び資金勘定については、その設定目的が終了した場合は、目的を変更して存続させ続けるのではなく、速やかに、理事会の決議や社内決裁等、適切な承認手続を経た上で取崩し、新たな目的で設定することが必要な場合は、改めて、適切な承認手続を経た上で、必要額を設定し直す必要がある。

- 3 北海道に関する事項
- 3. 1 デイスクローザー

呼 5 6 1 3 6 5 呼

警 公 興 業 公 司

3. 1. 1 制度の概要
 地方自治法第243条の3第2項によると、「普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出しなければならない」とされている。ここに地方自治法第221条第3項の法人とは、「普通地方公共団体が出資している法人で政令に定めるもの、普通地方公共団体が借入金金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの」とされる。

また、地方自治法第221条第3項に規定する、普通地方公共団体が出資している法人で、政令で定めるものとは、当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに当該普通地方公共団体が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社とされており（地方自治法施行令第152条第1項）、普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものとは、当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1に相当する額以上の額の債務を負担している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社とされている（地方自治法施行令第152条第2項）。

上記を要約すると、①北海道が基本金その他これらに準ずるものの二分之一以上を出資している財団法人、②北海道が基本金その他これらに準ずるものの二分之一に相当する額以上の額の債務を負担している財団法人については、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならない。

3. 1. 2 改善すべき事項

会社の経営状況を説明する書類については、平成8年度までは各事業年度の事業報告書が議会に提出されていたが、平成8年度中に基本金が増加し北海道の出捐割合が二分の一未満となったため、平成9年度以降は各事業年度の事業報告書が議会に提出されていない。

他方、平成12年度末において上記規定を公社に適用すると、【表3-13】のとおり北海道の出捐割合は条件①に該当しないが、損失補償契約に基づく債務負担額が上記②の条件に該当する。

従って、経営状況を説明する書類を議会に提出する必要がある。

【表3-13】経営状況書類の議会提出要否の検討

(単位：百万円)

摘	要	金	額	条	件	①	条	件	②
基本金(A)		2,746		2,746		2,746			
北海道の出資(出捐)額(B)		700		700					

北海道の債務負担(損失補償契約)額(C)	60,703	60,703
割合(B/A又はC/A)	25%	2,211%
判定		該当しない 該当する

興 業 公 司 報 告 書

北海道警察本部告示第75号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年5月17日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 資格及び調達をする賃借物品等の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年5月17日に一般競争入札の公告を行う運転免許証作成システムの実貸借契約

(2) 資 格 運転免許証作成システムの賃借契約に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 物 品 等 の 種 類 運転免許証作成システムの賃借資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成14年4月1日現在において、運転免許証作成システムの賃借事業を営んでいること。

(6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(7) 調達物品等の保守点検が可能な者であること。

3 資格要件の特例
 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成14年5月17日から6月10日までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課
 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由
 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものであるもの
 ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したものであるもの

(2) 再申請の方法
 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間
 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失
 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第76号
 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
 平成14年5月17日
 北海道警察本部長 上原 美都男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量
 運転免許証作成システム一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年9月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格
 平成14年北海道警察本部告示第75号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所
 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 平成14年6月27日 午後3時（郵送による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金
 入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

Hokkaido 060-8520 Japan.
Phone 011-251-0110 Ext. 2236

第1365号

北 興 興 公 報

7 落札者の決定方法
(1)の場所で交付する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A. The nature and quantity of the products to be procured : Driver's License Making System

B. Bid tendering time and date : 3 : 00 P. M., June 27, 2002

C. For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo.

毎週火・宿曜口発行

(郵便番号 060-8520) 北海道札幌市中央区北二条西七丁目

印刷

刷集行

北海道警察本部法制文書課
富士プリント株式会社